【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年5月27日
【計算期間】	第9特定期間 （自　2019年8月28日　至　2020年2月27日）
【ファンド名】	ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・ファンド ※2020年5月28日以降は、ファンド名称を「ＭＡＳＡＭＩＴＳＵ・Ｌｉｎｋ－Ｕ・ビッグデータ・ファンド」に変更する予定です。
【発行者名】	ファイブスター投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　篠原　直人
【本店の所在の場所】	東京都中央区入船一丁目2番9号八丁堀MFビル
【事務連絡者氏名】	谷内　恒司
【連絡場所】	東京都中央区入船一丁目2番9号八丁堀MFビル
【電話番号】	03-3523-9556
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ビッグデータ分析を通じて絶対的リターンを追求し、中長期的な信託財産の成長を目指して運用します。また、投資戦略は株式ロングショート戦略を基本とし、比較対象となるベンチマークは特に定めないものとします。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国　内	株　式	インデックス型
追加型投信	海　外	債　券	特殊型（ロング・ショート型）
	内　外	不動産投信	
		その他資産（　　）	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	特殊型
株式 　一般 　大型株 　中小型株	年１回	グローバル （日本を含む）		
債券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 （　　）	年２回	日本		ブル・ベア型
不動産投信	年４回	北米	ファミリーファンド	
その他資産 (投資信託証券（株式・一般))	年６回 (隔月)	欧州		条件付運用型
資産複合 （　　） 　資産配分固定型 　資産配分変更型	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		ロング・ショート型
	その他 （　）	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
		アフリカ		その他
		中近東		
		(中東)		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式に投資を行います。従って、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「株式」に分類されます。「株式一般」とは、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
   (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合……目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)……「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞
(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型……目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞
1. 投資対象資産による属性区分
(1)株式
①一般……次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
②大型株……目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株……目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(2)債券
①一般……次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
②公債……目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債……目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
(3)不動産投信……これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
(4)その他資産……組入れている資産を記載するものとする。
(5)資産複合……以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
2. 決算頻度による属性区分
①年1回……目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回……目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回……目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回(隔月)……目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々……目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他……上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ……目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド……目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型
①ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型……目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1特色 投資対象

主として、わが国の金融商品取引所上場株式に投資し、特定のテーマやセクター等に限定せずに割安株（バリュー株）・成長株（グロース株）のいずれも幅広く投資対象とします。

2特色 投資戦略

投資対象の選択に際して、「ビッグデータ」に基づく株価予測システムを活用し、人間たる「ファンドマネジャー」の知見と合わせて、投資機会の極大化・投資タイミングの最適化を図り、ファンドリターンの極大化を目指します。

- 「ビッグデータ分析システム」を利用して、近未来の株価動向を予測し、リスクを極小化した上でのリターンの極大化を目指します。
- 「ビッグデータ分析システム」は、各種経済データ（数値データ）やソーシャルデータ（非数値データ）を含む世の中の種々多様なデータである「ビッグデータ」を統合的に分析することを目的に、ビッグデータ分析における長年の業歴とトップクラスの実力を誇るデータセクション株式会社と共同で構築したものです。

データセクション株式会社

今やあらゆる企業にとっての経営課題である「ビッグデータ」に特化した事業を展開する先進的IT企業。特にTwitterやブログ等のソーシャルメディア分析に強みを有し、メディア・電鉄・食品等の幅広い顧客企業のマーケティング戦略やビジネスモデル構築に携わる。2014年12月に東証マザーズ上場。主要取引先には、TBS、博報堂、東京急行電鉄、森永乳業　等がある。

ファンドマネジャー（大木昌光）の紹介

日本興業銀行やマッキンゼー・アンド・カンパニーを経て、1997年からソシエテジェネラル証券、リーマンブラザーズ証券、ドイツ証券で金融セクター担当のアナリスト業務に従事。日経アナリストランキングに8年連続ランクイン。2014年からはファイブスター投信投資顧問でファンドマネジャーとして活躍。

※2020年5月28日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

1特色 投資対象

主として、わが国の金融商品取引所上場株式に投資し、特定のテーマやセクター等に限定せずに割安株（バリュー株）・成長株（グロース株）のいずれも幅広く投資対象とします。

2特色 投資戦略

投資対象の選択に際して、ソーシャルデータ（非数値データ）や各種経済データ（数値データ）の分析・解析を行い(注1)、人間たる「ファンドマネジャー」の知見と最適に融合させることで、ファンドリターンの極大化を目指します。

（注1）「データ配信」と「AIソリューション」に強みを有する株式会社Link-Uと共に、各種データの分析・解析を行います。

3 特色 投資手法

ポートフォリオ構築は株式ロングショート（買建て及び売建て）戦略を基本とします。

- ポートフォリオ構築は、株価上昇が見込まれる株を買付け、株価下落が見込まれる株を売付ける、株式ロングショート戦略を基本とします。また、運用の効率を図るため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引を利用する場合があります。
- 銘柄選定はビッグデータ分析システムを軸に、ファンドマネジャーによる個々の企業の成長性･安定性･収益性を網羅したボトムアップリサーチ力を活かして選定します。
- 買建て額と売建て額（絶対値）の合計は、ファンドの純資産総額を上回る金額となる場合があります。

（ご参考）買い･売りのポジションによる損益発生のイメージ図

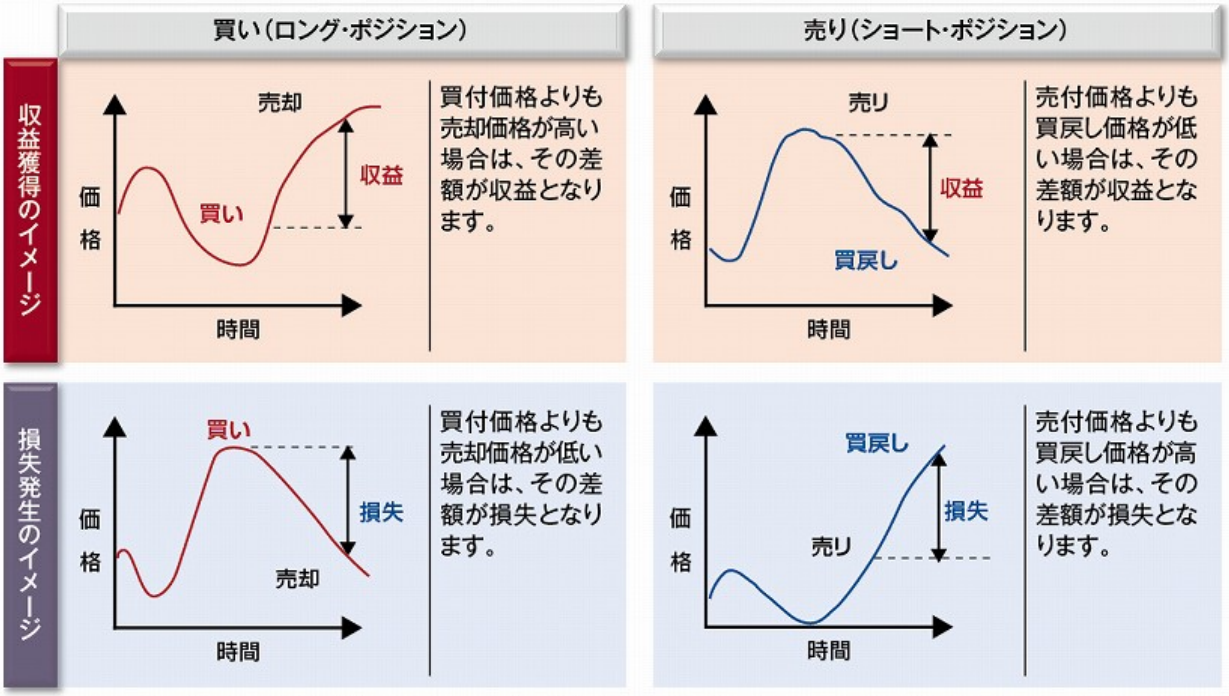

※上図はイメージ図であり、ファンドの運用成果等について示唆、保証するものではありません。

- 個別株にとって、「良いデータ」と「悪いデータ」の発生確率は、長期的には概ね各2分の1になります。また、日本株全体の「株価上昇」と「株価下落」発生確率も、長期的には概ね各2分の1になります。したがって、データを最大限に活用し、リターン極大化を目指すべく、株式ロングショート戦略（買建て及び売建て）を採用することにしました。
- **絶対リターン追求とは…**
  特定の市場（当ファンドの場合は、国内市場を指します。）の動向に左右されにくい収益の追求を目指すことをいいます。ただし、必ずしも収益を得ることができることを意味するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

運用プロセス

「ビッグデータ分析システム」による様々なビッグデータの統合的な分析を通じて、近未来の株価変動を予測し、その結果に基づいて買建て･売建ての最適な組み合わせのポートフォリオを構築します。

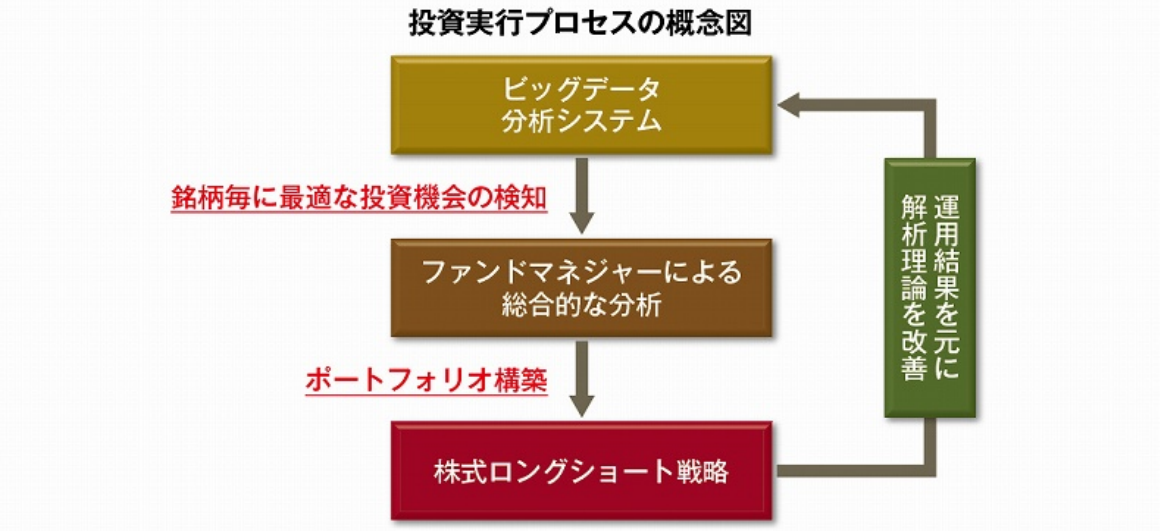

システムプロセス

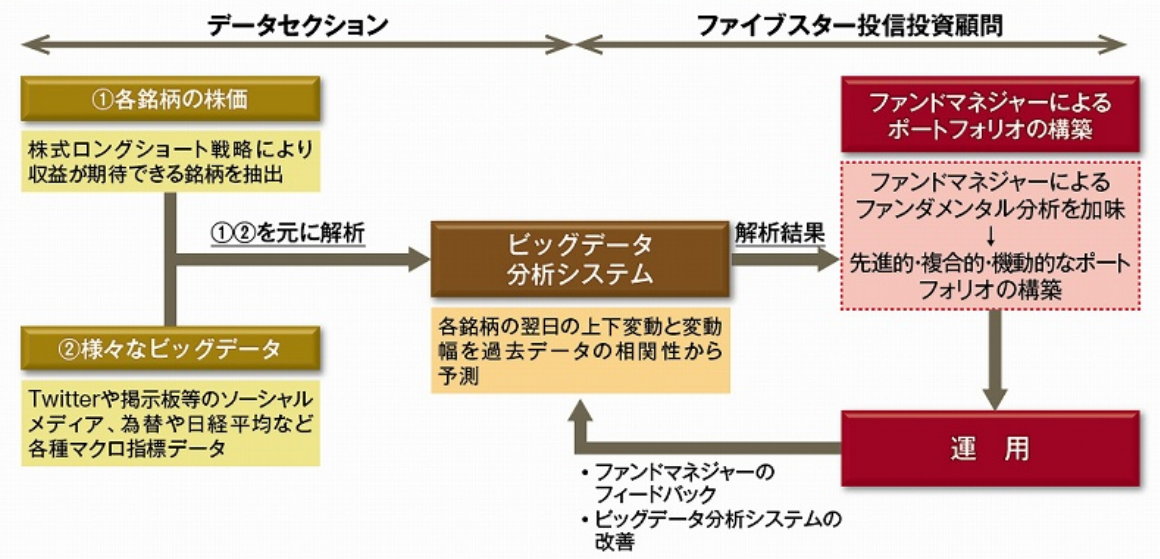

※2020年5月28日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

運用プロセス

「AI分析システム」による様々なビッグデータの統合的な分析を通じて、近未来の株価変動を予測し、その結果に基づいて買建て･売建ての最適な組み合わせのポートフォリオを構築します。

投資実行プロセスの概念図

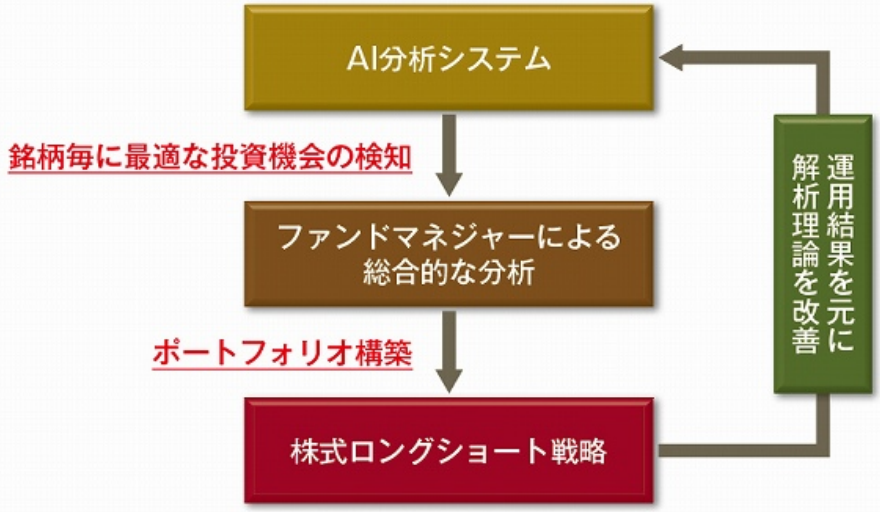

システムプロセス

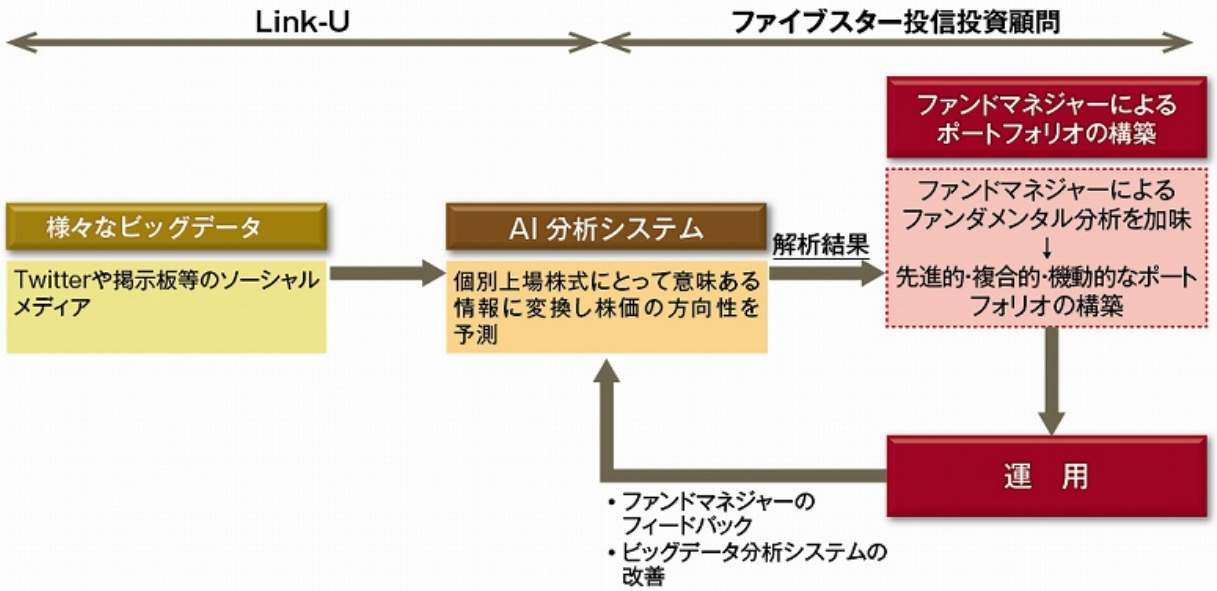

分配方針

毎年4回（2月、5月、8月、11月の各27日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。）決算を行い、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

●分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

●分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

●収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

実績報酬

計算期間を通じて毎日、前営業日の基準価額（1万口当たり）がハイ・ウォーターマークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーターマークを控除して得た額に22%（税抜20%）の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を乗じて得た額を計上します。

実績報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます。）は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から委託会社に支弁するものとします。

（前営業日の基準価額 − ハイ・ウォーターマーク）× 22%（税抜20%） ＝ 実績報酬

●ハイ・ウォーターマークについて

- 毎計算期間末において、実績報酬の算出基準となる当該日の前営業日の基準価額が、その時点のハイ・ウォーターマークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーターマークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーターマークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーターマークは収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。

●実績報酬の留意点

- 毎日の基準価額は、前営業日の実績報酬が費用計上された後の価額です。従って、解約される際に、解約時の基準価額から更に実績報酬が差し引かれるものではありません。
- 実績報酬は、毎計算期間末ごとにファンドから支払われますが、この場合も実績報酬は既に費用計上されていますので、更に実績報酬が差し引かれるものではありません。

④　信託金限度額

・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2015年8月28日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2020年5月28日

・「ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・ファンド」から「ＭＡＳＡＭＩＴＳＵ・Ｌｉｎｋ－Ｕ・ビッグデータ・ファンド」に変更（予定）

なお、マザーファンドの名称を「ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・マザーファンド」から「ＭＡＳＡＭＩＴＳＵ・Ｌｉｎｋ－Ｕ・ビッグデータ・マザーファンド」に変更、運用の基本方針の変更（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

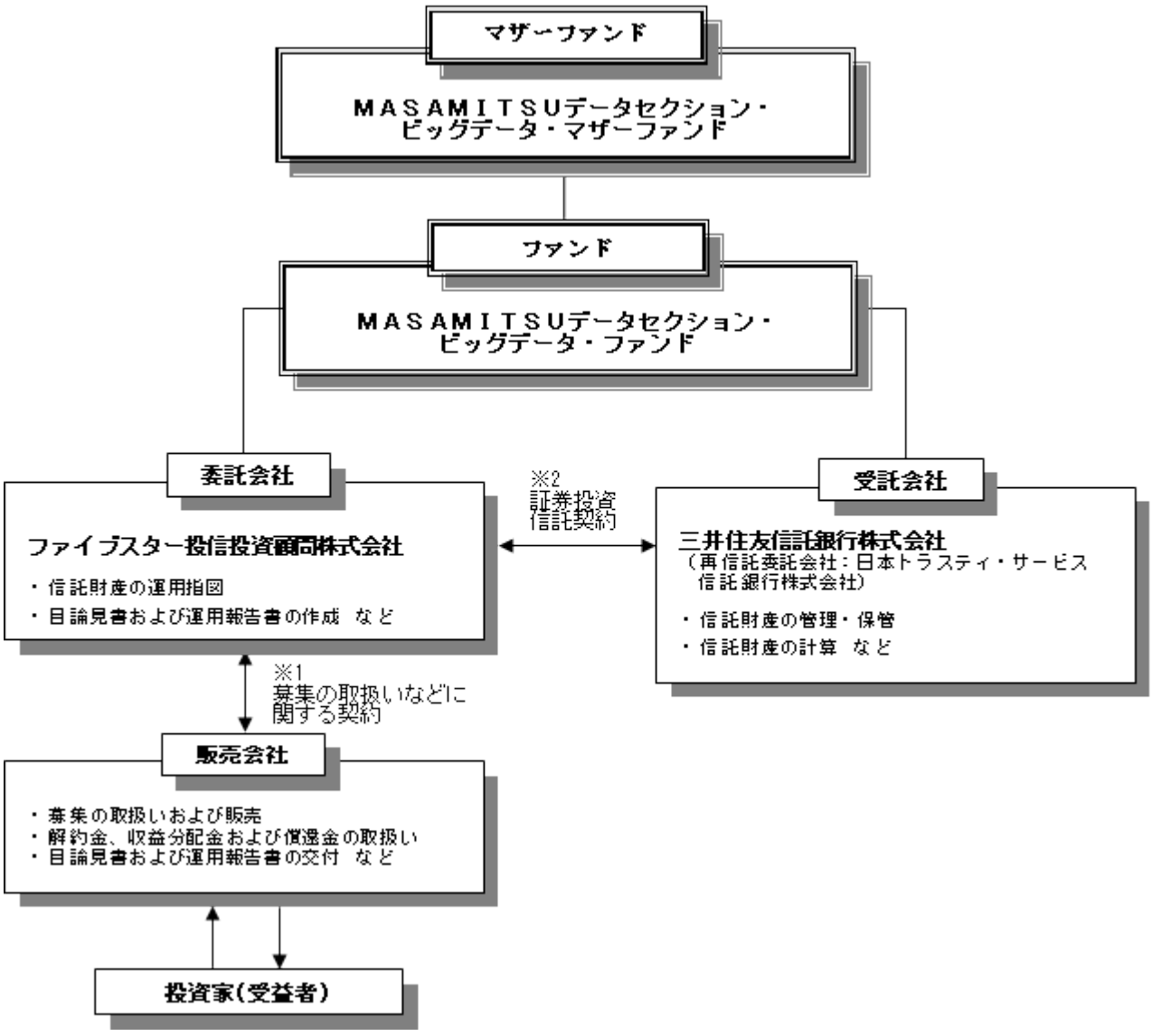

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※2020年5月28日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

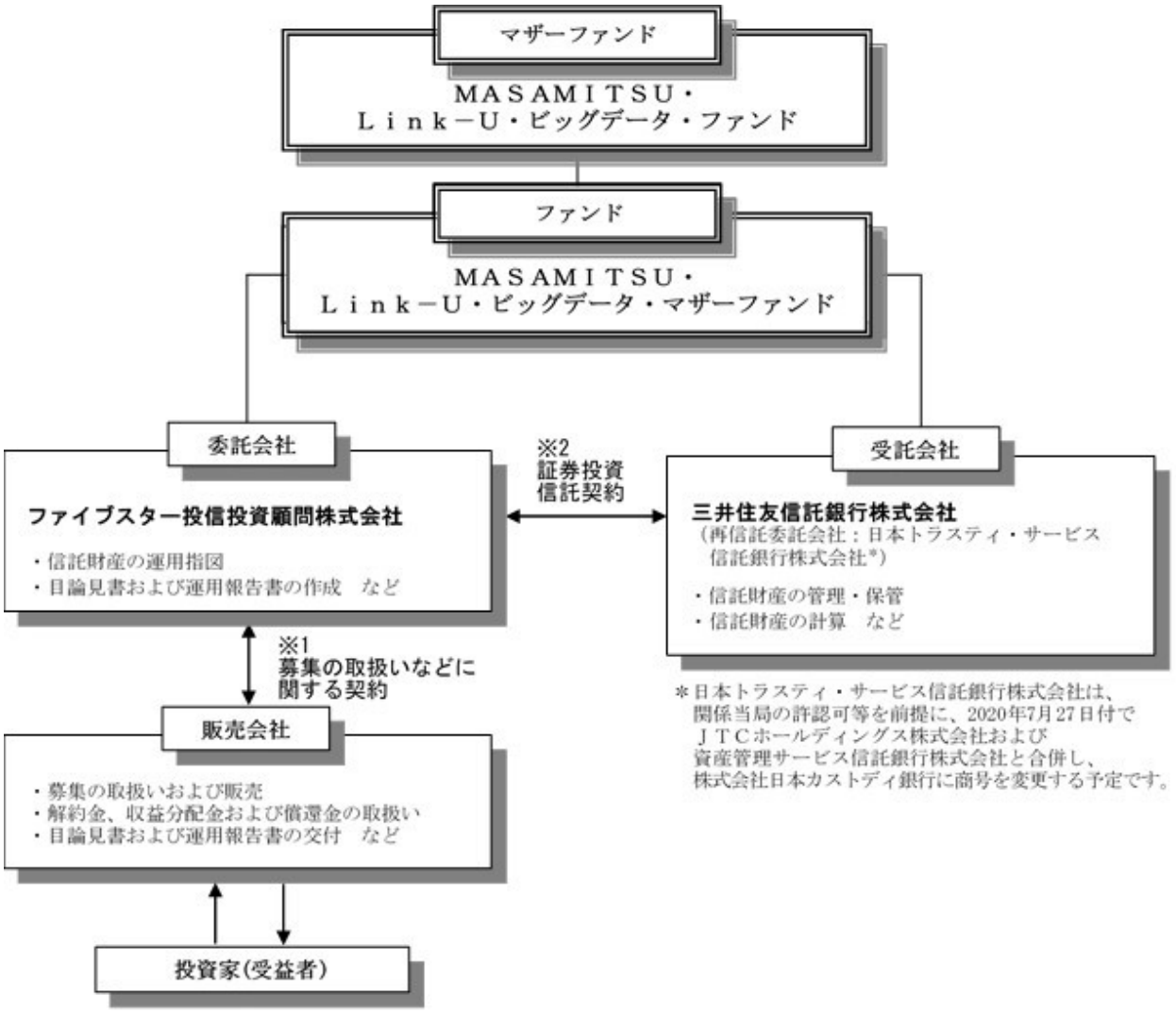

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

＜ファミリーファンドの仕組み＞

◆当ファンドの運用は、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。
＊ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

※2020年5月28日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

◆当ファンドの運用は、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。
＊ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。

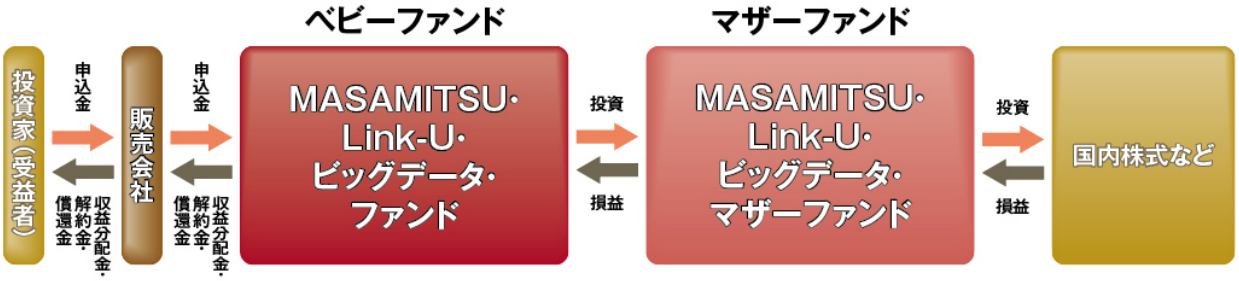

② 委託会社の概況（2020年3月末現在）

1）資本金

2億1,175万円

2）沿革

2009年4月1日： 株式会社ファイブスター投資顧問を設立（資本金100万円）
2009年6月24日： 増資の実施（新資本金5,000万円）
2009年10月20日： 金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第2266号
2013年4月25日： 増資の実施（新資本金2億675万円）
2013年8月8日： ファイブスター投信投資顧問株式会社に商号変更
2014年8月29日： 増資の実施（新資本金2億1,175万円）

3）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
ユニコムグループホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋蛎殻町1-38-11	1,000株	17.30%
株式会社あかつき本社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号 ヒューリック小舟町ビル9階	550株	9.52%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 主として、「ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に投資します※。

③ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

※2020年5月28日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

② 主として、「ＭＡＳＡＭＩＴＳＵ・Ｌｉｎｋ－Ｕ・ビッグデータ・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に投資します。

(2) 【投資対象】

「ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。※

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に定めるものをいい、信託約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 有価証券および金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、ファイブスター投信投資顧問株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・マザーファンド※（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。)

６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17．預託証券（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18．外国法人が発行する譲渡性預金証券
19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債券信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利を有するもの

④　前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記③に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

※2020年5月28日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

「ＭＡＳＡＭＩＴＳＵ・Ｌｉｎｋ－Ｕ・ビッグデータ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

（以下、略）

②　有価証券および金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、ファイブスター投信投資顧問株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたＭＡＳＡＭＩＴＳＵ・Ｌｉｎｋ－Ｕ・ビッグデータ・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

（以下、略）

（参考）マザーファンドの投資対象

①　投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に定めるものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　有価証券および金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。)

６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証券（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債券信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利を有するもの

④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項③に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・マザーファンド
運用の基本方針	ビッグデータ分析を通じて絶対的リターンを追求し、中長期的な信託財産の成長を目指して運用します。また、投資戦略は株式ロングショート戦略を基本とし、比較対象となるベンチマークは特に定めないものとします。なお、株式ロングショート戦略とは、将来有望な株式を買い持ちする一方、魅力の乏しい株式を信用売りで売却する運用戦略およびその他派生商品を利用した運用戦略のことをいいます。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資態度	①わが国の上場銘柄を投資対象とし、特定のテーマやセクター等に限定しません。また、バリュー株・グロース株のいずれも投資対象とします。 ②ビッグデータ分析における長年の業歴とトップクラスの実力を誇るデータセクション株式会社と共同開発しました、各種経済データ（数値データ）やソーシャルデータ（非数値データ）を含む世の中の種々多様なデータであるビッグデータを分析する株価予測システム「ビッグデータ分析システム」を利用して、投資機会の極大化・投資タイミングの最適化を図ってファンドリターンの極大化を目指します。 ③ポートフォリオ構築は、株価上昇が見込まれる株を買付け、株価下落が見込まれる株を売付ける、株式ロングショート戦略を基本とします。また、銘柄選定はビッグデータ分析システムを軸にファンドマネジャーによる個々の企業の成長性・安定性・収益性を網羅したボトムアップリサーチにより選定します。 ④ポートフォリオの株式や組入比率を日次ベースで機動的に調整して運用を行います。また、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引等を利用する場合があります。 ⑤有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係るオプション取引およびその他類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。 ⑦信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。 ⑧信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。 ⑨当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

主な投資制限	①　株式への投資割合には制限を設けません。 ②　株式の買い付けおよび株価指数先物取引等の買い建てによる「ロングポジション」と、信用取引による株式の売り付けおよび株価指数先物取引等の売り建てによる「ショートポジション」は、ともに信託財産の純資産総額の範囲内とします。なお、有価証券先物取引等については想定元本金額で計算するものとします。 ③　同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ⑤　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥　同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑧　同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑨　有価証券先物取引等は約款第21条の範囲で行うことができます。 ⑩　金利先渡取引は約款第23条の範囲で行うことができます。 ⑪　スワップ取引は約款第22条の範囲で行うことができます。 ⑫　信用取引による株式の売り付け額は、約款第20条の範囲内で行います。 ⑬　有価証券の買付および有価証券先物取引等による買建て「ロングポジション」の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。 ⑭　有価証券の売付および有価証券先物取引等による売建て「ショートポジション」の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。 ⑮　デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）に投資する場合は、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額（金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。）として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えないものとします。 ⑯　外貨建資産への投資は行いません。 ⑰　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
申込手数料	ありません

信託報酬	**かかりません**
信託期限	**無期限**
設定日	**2015年８月28日**
決算日	**年１回　８月27日（休業日の場合は翌営業日）**
主な関係法人	**委託会社：ファイブスター投信投資顧問株式会社** **受託会社：三井住友信託銀行株式会社**

※2020年5月28日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

ファンド名	ＭＡＳＡＭＩＴＳＵ・Ｌｉｎｋ－Ｕ・ビッグデータ・マザーファンド
運用の基本方針	ビッグデータ分析を通じて絶対的リターンを追求し、中長期的な信託財産の成長を目指して運用します。また、投資戦略は株式ロングショート戦略を基本とし、比較対象となるベンチマークは特に定めないものとします。なお、株式ロングショート戦略とは、将来有望な株式を買い持ちする一方、魅力の乏しい株式を信用売りで売却する運用戦略およびその他派生商品を利用した運用戦略のことをいいます。
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資態度	①わが国の上場銘柄を投資対象とし、特定のテーマやセクター等に限定しません。また、バリュー株・グロース株のいずれも投資対象とします。 ②「データ配信」と「AIソリューション」に強みを有する（株）Link－Uと共にソーシャルデータ（非数値データ）や各種経済データ（数値データ）の分析・解析を行い、それを運用者の知見と最適に融合させることで、ファンドリターンの極大化を目指します。 ③ポートフォリオ構築は、株価上昇が見込まれる株を買付け、株価下落が見込まれる株を売付ける、株式ロングショート戦略を基本とします。また、銘柄選定は各種データの分析・解析の結果に基づき、ファンドマネジャーによる個々の企業の成長性・安定性・収益性を網羅したボトムアップリサーチにより選定します。 ④ポートフォリオの株式や組入比率を日次ベースで機動的に調整して運用を行います。また、運用の効率化を図るために、株価指数先物取引等を利用する場合があります。 ⑤有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係るオプション取引およびその他類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。 ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。 ⑦信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。 ⑧信託財産の属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。 ⑨当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が出来ない場合があります。

主な投資制限	①　株式への投資割合には制限を設けません。 ②　株式の買い付けおよび株価指数先物取引等の買い建てによる「ロングポジション」と、信用取引による株式の売り付けおよび株価指数先物取引等の売り建てによる「ショートポジション」は、ともに信託財産の純資産総額の範囲内とします。なお、有価証券先物取引等については想定元本金額で計算するものとします。 ③　同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ⑤　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥　同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑧　同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑨　有価証券先物取引等は約款第21条の範囲で行うことができます。 ⑩　金利先渡取引は約款第23条の範囲で行うことができます。 ⑪　スワップ取引は約款第22条の範囲で行うことができます。 ⑫　信用取引による株式の売り付け額は、約款第20条の範囲内で行います。 ⑬　有価証券の買付および有価証券先物取引等による買建て「ロングポジション」の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。 ⑭　有価証券の売付および有価証券先物取引等による売建て「ショートポジション」の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。 ⑮　デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）に投資する場合は、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額（金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。）として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えないものとします。 ⑯　外貨建資産への投資は行いません。 ⑰　一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
申込手数料	ありません

信託報酬	**かかりません**
信託期限	**無期限**
設定日	**2015年８月28日**
決算日	**年１回　８月27日（休業日の場合は翌営業日）**
主な関係法人	**委託会社：ファイブスター投信投資顧問株式会社** **受託会社：三井住友信託銀行株式会社**

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用委員会は、経済環境や市場動向等の調査、分析に基づいて、投資判断、運用方針、運用計画等の運用に関する事項を協議、検討し、決定します。

運用部は、運用委員会で決定された運用計画等に従って、運用を実施します。

コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款及び社内規程等の遵守状況の確認を行います。

コンプライアンス委員会では、ファンドの運用成果の評価、運用にかかるリスクの分析・管理等が報告され審議を行います。

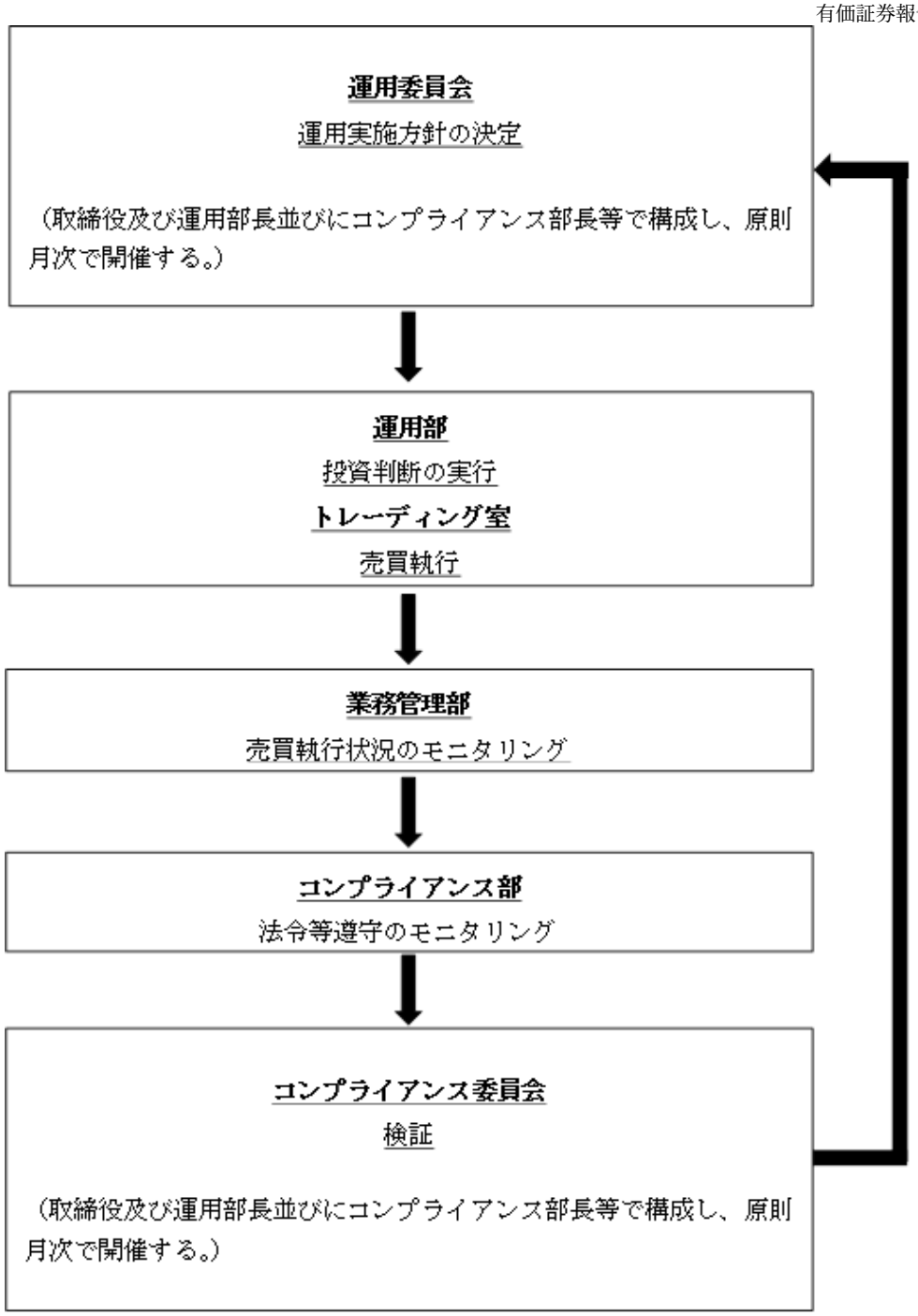
運用委員会
運用実施方針の決定
（取締役及び運用部長並びにコンプライアンス部長等で構成し、原則月次で開催する。）
運用部
投資判断の実行
トレーディング室
売買執行
業務管理部
売買執行状況のモニタリング
コンプライアンス部
法令等遵守のモニタリング
コンプライアンス委員会
検証
（取締役及び運用部長並びにコンプライアンス部長等で構成し、原則月次で開催する。）

運用に関する社内規則

運用にあたっては、関係諸法令および一般社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連の社内規程を遵守しています。

・投資運用業に係る業務方法書
・運用基本指針
・運用規程
・運用実施細則
・議決権等行使指図規程
・内部者取引規程
・役職員の自己売買に関する規程
・運用再委任に関する規程
・発注先の評価・選定に係る基準

※上記の運用体制は、2020年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎年４回（２月、５月、８月、11月の各27日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。）に、決算を行い、原則として次の通り分配を行う方針です。

１）分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配を行なわないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１）配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税相当額、監査費用および当該監査費用に係る消費税相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税相当額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その金額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

④ 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

『収益分配金に関する留意事項』

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

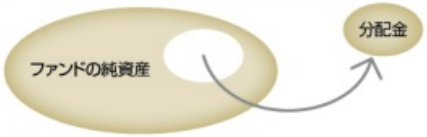

● 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

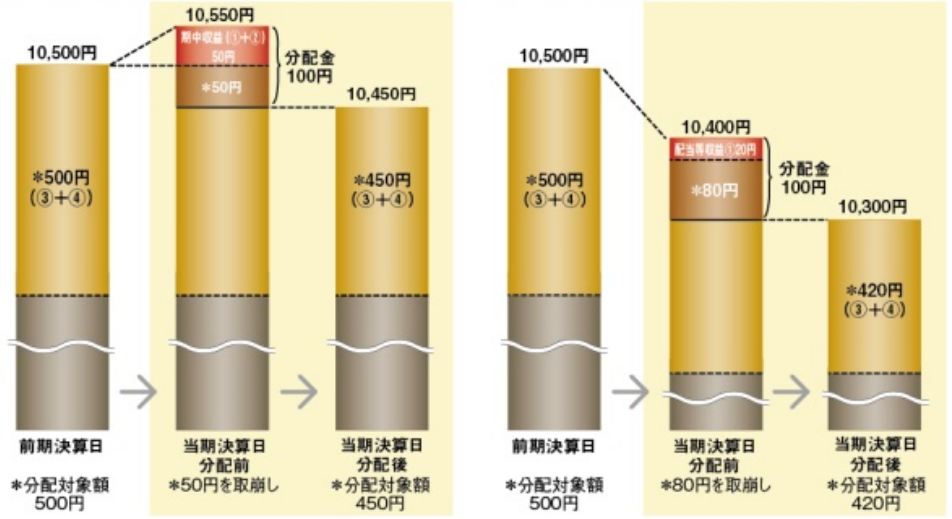

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

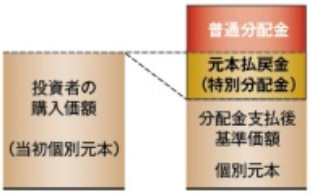

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

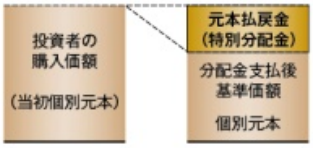

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

(5)【投資制限】

①　約款に定める投資制限

（ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・ファンド）※

１）マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

２）株式への実質投資割合には制限を設けません。

３）株式の実質の買い付けおよび株価指数先物取引等の実質の買い建てによる「ロングポジション」と、信用取引による株式の実質の売り付けおよび株価指数先物取引等の実質の売り建てによる「ショートポジション」は、ともに信託財産の純資産総額の範囲内とします。なお、有価証券先物取引等については想定元本金額で計算するものとします。

４）同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

５）新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

６）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

７）同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

８）投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

９）同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

10）投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債券者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

11）信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第３号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

12）わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

13）信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款第５条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

14）信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることがで

きます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として信託約款第５条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

15）信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。信用取引については、一般信用取引制度を主として利用いたします。信用取引による実質売建て金額は、信託約款第24条に規定する有価証券先物取引等による実質売建て想定元本との合算（ショートポジション合計）で純資産総額の範囲内とします。

信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図を行うこととします。

信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託証拠金の代用担保として差入れることの指図をすることができるものとします。

16）有価証券の買付および有価証券先物取引等による買建て「ロングポジション」の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

17）有価証券の売付および有価証券先物取引等による売建て「ショートポジション」の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

18）デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）に投資する場合は、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額（金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額をいいます。）として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えないものとします。

19）外貨建資産への投資は行いません。

20）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次ぎの各号の範囲内で貸付ける指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、上場貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

21）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または信託約款第30条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

22）信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れ指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

23）信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の１０％を超えないこととします。収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

24）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・マザーファンド）※

１）株式への投資割合には制限を設けません。

２）株式の買い付けおよび株価指数先物取引等の買い建てによる「ロングポジション」と、信用取引による株式の売り付けおよび株価指数先物取引等の売り建てによる「ショートポジション」は、ともに信託財産の純資産総額の範囲内とします。なお、有価証券先物取引等については想定元本金額で計算するものとします。

３）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

４）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

５）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

６）同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

７）投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

８）同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

９）投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引

所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債券者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

10）信託財産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第３号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

11）わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

12）信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款第５条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

13）信託財産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として信託約款第５条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

14）信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。信用取引については、一般信用取引制度を主として利用いたします。信用取引による実質売建て金額は、信託約款第21条に規定する有価証券先物取引等による実質売建て想定元本との合算（ショートポジション合計）で純資産総額の範囲内とします。信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図を行うこととします。

信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託証拠金の代用担保として差入れることの指図をすることができるものとします。

15）有価証券の買付および有価証券先物取引等による買建て「ロングポジション」の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

16）有価証券の売付および有価証券先物取引等による売建て「ショートポジション」の想定元本の総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

17）デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）に投資する場合は、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、市場リスク相当額（金融商品市場、金利、通貨等の変動により発生し得る危険に対応する額を

いいます。）として、委託会社が合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額の80%を超えないものとします。

18）外貨建資産への投資は行いません。

19）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次ぎの各号の範囲内で貸付ける指図をすることができます。

1. **株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。**
2. **公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。**
3. **上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。**

20）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または信託約款第27条の規定により借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

21）信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。借入れ指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

22）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

※2020年5月28日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

①　約款に定める投資制限

（ＭＡＳＡＭＩＴＳＵ・Ｌｉｎｋ－Ｕ・ビッグデータ・ファンド）

（以下、略）

（ＭＡＳＡＭＩＴＳＵ・Ｌｉｎｋ－Ｕ・ビッグデータ・マザーファンド）

②法令に定められた投資制限

１）委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

2）委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付社債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3）委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産についての取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生しうる危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした指図をしてはなりません。

３ 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

＜基準価額の変動要因＞

当ファンドは、投資信託証券（マザーファンド）への投資を通じて値動きのある有価証券などを実質的な投資対象としますので、当ファンドの基準価額は変動します。また、組入れられた有価証券等の価格の下落や、有価証券等の発行体の財務状況や業績悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被る場合があります。

従って、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

①　有価証券の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に国内の株式等を主要投資対象としますので、当ファンドの基準価額は当該株式等の価格変動の影響を大きく受けます。株式等の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受けて変動します。従って、株式等の予想外の価格変動があった場合には、当ファンドに重大な損失が生じる場合があります。当ファンドでは、中小型株式や新興企業株式に投資する場合がありますが、中小型株式や新興企業株式の株式は、大型株に比べ株価が大幅に変動することがあります。

②　ロングショート戦略固有のリスク

当ファンドが投資する投資信託証券（マザーファンド）は、株式のロング（買建て）のほかに、株式のショート（売建て）を行いますので、ロング（買建て）した株式の価格が下落した場合、またショート（売建て）した株式の価格が上昇した場合には、当ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては基準価額が大幅に下落する場合があります。また、ショート（売建て）の特性上、損失が想定以上になることもあります（また、株式をショート（売建て）するにあっては、借入コストが発生します）。

③　流動性リスク

市場取引量の急激な増大、市場規模の縮小、市場の混乱等の影響により、注文時に想定していた価格と大きく異なる価格で売買が成立する可能性があります。従って、組入れ有価証券等の予想外の流動性があった場合には、当ファンドに重大な損失が生じる場合があります。一般に中小型株式や新興企業株式の株式は、市場規模や取引量が少ないため、このような状況に陥る可能性が高い場合があります。

④　信用リスク

当ファンドは、投資信託証券（マザーファンド）への投資を通じて、実質的に投資している有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする場合があります。

⑤　解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、当ファンドが投資する投資信託証券（マザーファンド）において、組入れている有価証券等を大量に売却する場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、有価証券等を当初期待された価格で売却できない場合があり、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

⑥　その他のリスク※

「ビッグデータ分析システム」が何らかの影響により機能しない等システム運用関係の不慮の出来事によるリスクが生じる可能性があります。
株式市場の状況によっては、株式の売買が数多く発生し多額の売買コストが発生する可能性があります。

※2020年5月28日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

⑥　その他のリスク
株式市場の状況によっては、株式の売買が数多く発生し多額の売買コストが発生する可能性があります。

（ご注意）上記は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

＜その他の留意点＞

①　ファンド運営上のリスク

（A）取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止・取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、解約の申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた解約の申込みを取消す場合があります。

（B）信託の途中終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る場合、もしくは、受益者のために有利と認める場合、またはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

②　販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

（A）販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について、契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

（B）受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

③　収益分配に係る留意点

（A）ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

（B）ファンドの収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありません。

（C）収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（D）受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④　投資信託に関する一般的な留意点

（A）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

（B）当ファンドは、預金や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。

(2) リスク管理体制

投資信託財産に係る運用のリスク管理は、業務管理部とコンプライアンス部が関係諸法令及び一般社団法人投資信託協会の定める諸規則等、並びに社内規程違反等がないか監視する他、売買執行の状況や運用リスク等についてモニタリングします。

尚、この内容については原則月次で開催されるコンプライアンス委員会に報告されます。

コンプライアンス部

コンプライアンス部は、法令・諸規則の遵守態勢の整備に関する事項および運用のリスク管理に関する事項、ならびに顧客属性調査等及び対外契約審査全般に関する事項、その他コンプライアンスに関する事項全般を統括する。

業務管理部

業務管理部は、法定帳簿作成・管理に係る事項、顧客管理に関する事項、その他運用事務・管理全般に関する事項を分掌する。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス部が策定したコンプライアンスプログラム案の審議・承認する他、承認済みのコンプライアンスプログラムの進捗状況及び月次社内コンプライアンスチェックリストの集計報告や運用リスクモニタリング結果及び運用事故等の報告並びにリスク管理事項の見直し及び運用委員会への上程について審議・決定する。

※上記体制は2020年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです（当ファンドの設定日以降で算出可能な期間についてのみ表示しています。）

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額とは異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

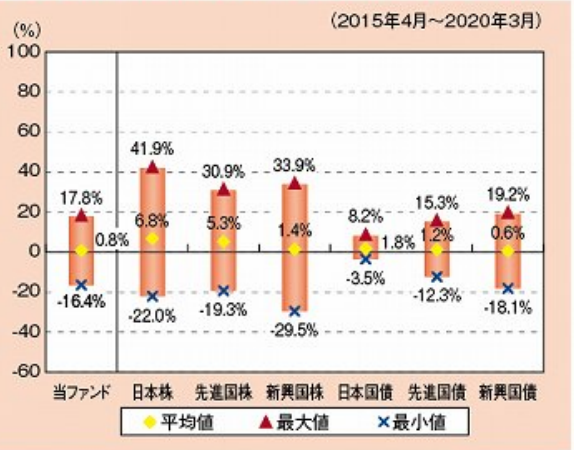

※当ファンドについては2016年8月～2020年3月（5年未満）、他の代表的な資産クラスについては2015年4月～2020年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示したものであり、決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P.（ブルームバーグ・エル・ピー）が提供する円換算の指数表示しております。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX（配当込み）	TOPIXとは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI（国債）	NOMURA－BPI国債とは、野村證券株式会社が発表している我が国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債のほか、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA－BPI国債は野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべてFTSE Fixed IncomeLLC に帰属します。
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）	FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべてFTSE Fixed Income LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.30%（税抜3.0%）が上限となっております。
※申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、並びに販売の事務等の対価です。
・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

一部解約申込日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（１口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年2.035%（税抜1.85%）の率を乗じて得た額とします。

② 実績報酬

１）信託報酬のほかに以下の規定に基づき計上された実績報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます）を毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から委託会社に支弁するものとします。

A）実績報酬は計算期間を通じて毎日、前営業日の基準価額（本条においては、１万口当たりの基準価額をいいます。）が、B）に規定するハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に100分の20の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額を計上します。

B）A）のハイ・ウォーター・マークは、第1計算期間の終了日までは10,000円とします。ただし、毎計算期末において、A）の規定に基づく実績報酬の算出基準となる当該日の前営業日の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは当該収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。

２）１）に規定する実績報酬に係る消費税等に相当する金額を、実績報酬支弁（各計算期末または信託終了日）のときに信託財産中から支弁します。

３）１）の実績報酬は、計算期間中において発生のつど信託財産の費用として計上します。ただし、計上日の翌営業日に反対計上され、最終的に各計算期間末日または信託終了日に計上された実績報酬が、２）に規定する消費税等に相当する金額とともに、各計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

（ご参考）

実績報酬算出期間	ハイ・ウォーター・マーク	算出基準となる前営業日の基準価額
2015年8月28日～2015年11月27日	10,000円	9,731円
2015年11月28日～2016年2月29日	10,000円	8,940円
2016年3月1日～2016年5月27日	10,000円	9,177円
2016年5月28日～2016年8月29日	10,000円	8,705円
2016年8月30日～2016年11月28日	10,000円	9,369円
2016年11月29日～2017年2月27日	10,000円	10,163円
2017年2月28日～2017年5月29日	10,163円	10,144円
2017年5月30日～2017年8月28日	10,163円	10,179円
2017年8月29日～2017年11月27日	10,079円※	10,919円
2017年11月28日～2018年2月27日	10,819円※	10,942円
2018年2月28日～2018年5月28日	10,842円※	10,616円
2018年5月29日～2018年8月27日	10,742円※	10,053円
2018年8月28日～2018年11月27日	10,692円※	9,494円
2018年11月28日～2019年2月27日	10,642円※	9,065円
2019年2月28日～2019年5月27日	10,592円※	8,693円
2019年5月28日～2019年8月27日	10,542円※	8,428円
2019年8月28日～2019年11月27日	10,492円※	9,138円
2019年11月28日～2020年2月27日	10,442円※	9,277円
2020年2月28日～2020年5月27日	10,392円※	―

※2017年8月28日、2017年11月27日、2018年2月27日の決算において各100円の分配金が出ましたので、算出基準となる前営業日の基準価額から分配金を控除した価額が翌期のハイ・ウォーター・マークとなります。
また、2018年5月28日の決算において100円の分配金が、2018年8月27日、2018年11月27日、2019年2月27日、2019年5月27日、2019年8月27日、2019年11月27日、2020年2月27日の決算において各50円の分配金が出ましたが、算出基準となる前営業日の基準価額がハイ・ウォーター・マークを越えておりませんので、前期ハイ・ウォーター・マークから分配金を控除した価額が、翌期のハイ・ウォーター・マークとなります。

③　信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

運用管理費用＝日々の純資産総額×信託報酬率			
合計		年率1.85%	
純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
30億円以下の部分	年1.03%	年0.75%	年0.07%
30億円超 50億円以下の部分	年0.98%	年0.80%	
50億円超の部分	年0.93%	年0.85%	

※表中の率は税抜きです。別途、消費税がかかります。

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

④　支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに（ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。以下同じ。）信託財産中から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

① 組入有価証券の売買に係る売買委託手数料および先物、オプション取引などに要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託銀行の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

③ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、毎計算期末または信託終了のときに（ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。以下同じ。）信託財産中から支弁するものとします。

④ 以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

1）この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用

2）振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用

3）有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用

4）目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

5）信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

6）運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

7）この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

8）格付の取得に要する費用

9）この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

⑤ 一部解約金の支払資金等に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑥ 信託財産の効率的な運用に資するために有価証券を借入れた場合は、借入れに係る品貸料は信託財産中より支弁します。

＜投資対象とするマザーファンドに係る費用＞

組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。2014年１月１日以降、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はあります。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

・解約時および償還時の差益（譲渡益）＊については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等＊1の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。
2016年1月1日以降、確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等＊2の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

＊1　上場株式等とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。

＊2　特定公社債等とは、特定公社債および公募公社債投資信託等をいいます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＊上記は2020年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

② 法人受益者の場合

1）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

・収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2）益金不算入制度の適用

益金不算入制度の適用はありません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
＊上記は2020年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

③ 個別元本

1）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

2）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

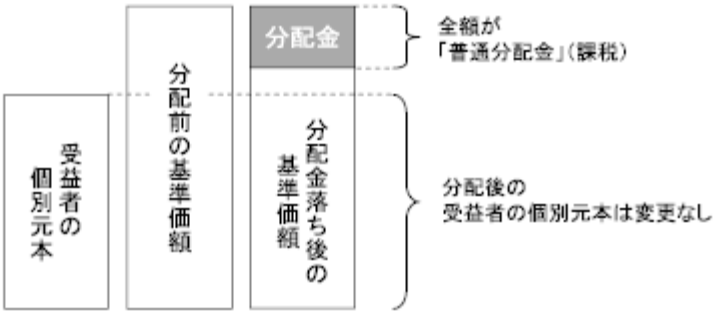

ロ）、ハ）の場合

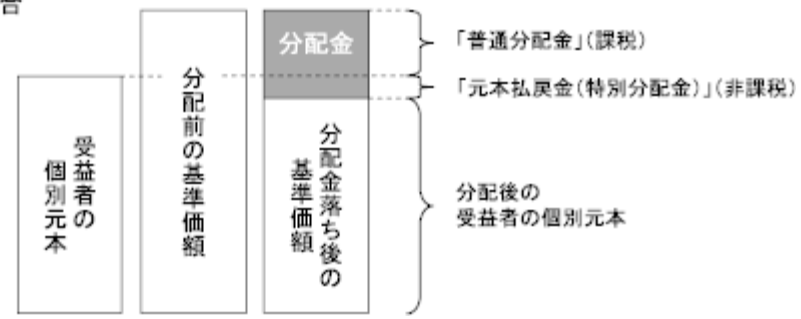

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下は、2020年3月末現在の運用状況であります。
また、投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。
投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	489,244,286	98.93
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	5,296,200	1.07
合　　計（純資産総額）		494,540,486	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・マザーファンド	460,118,768	1.1159	513,446,534	1.0633	489,244,286	98.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	98.93
合計	98.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末 (2016年2月29日)	1,987,384,787	1,987,384,787	0.8965	0.8965
第2特定期間末 (2016年8月29日)	1,516,645,897	1,516,645,897	0.8830	0.8830
第3特定期間末 (2017年2月27日)	1,430,142,509	1,430,142,509	1.0108	1.0108
第4特定期間末 (2017年8月28日)	1,226,781,180	1,238,936,404	1.0093	1.0193
第5特定期間末 (2018年2月27日)	905,711,730	914,072,923	1.0832	1.0932
第6特定期間末 (2018年8月27日)	742,940,954	746,647,135	1.0023	1.0073
第7特定期間末 (2019年2月27日)	604,028,228	607,376,100	0.9021	0.9071
第8特定期間末 (2019年8月27日)	536,037,375	539,227,778	0.8401	0.8451
第9特定期間末 (2020年2月27日)	530,595,619	533,530,186	0.9040	0.9090
2019年 3月末日	597,554,647	－	0.8995	－
4月末日	578,802,097	－	0.8853	－
5月末日	558,521,432	－	0.8587	－
6月末日	557,901,681	－	0.8614	－
7月末日	551,471,706	－	0.8585	－
8月末日	537,964,083	－	0.8426	－
9月末日	550,028,269	－	0.8693	－
10月末日	544,762,418	－	0.8873	－
11月末日	560,656,982	－	0.9163	－
12月末日	554,882,662	－	0.9348	－
2020年 1月末日	545,449,137	－	0.9293	－
2月末日	520,568,151	－	0.8864	－
3月末日	494,540,486	－	0.8597	－

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	2015年8月28日～2016年2月29日	0.00
第2特定期間	2016年3月1日～2016年8月29日	0.00
第3特定期間	2016年8月30日～2017年2月27日	0.00
第4特定期間	2017年2月28日～2017年8月28日	0.01
第5特定期間	2017年8月29日～2018年2月27日	0.02
第6特定期間	2018年2月28日～2018年8月27日	0.015
第7特定期間	2018年8月28日～2019年2月27日	0.01
第8特定期間	2019年2月28日～2019年8月27日	0.01
第9特定期間	2019年8月28日～2020年2月27日	0.01

③ 【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1特定期間	2015年8月28日～2016年2月29日	△10.4
第2特定期間	2016年3月1日～2016年8月29日	△1.5
第3特定期間	2016年8月30日～2017年2月27日	14.5
第4特定期間	2017年2月28日～2017年8月28日	0.8
第5特定期間	2017年8月29日～2018年2月27日	9.3
第6特定期間	2018年2月28日～2018年8月27日	△6.1
第7特定期間	2018年8月28日～2019年2月27日	△9.0
第8特定期間	2019年2月28日～2019年8月27日	△5.8
第9特定期間	2019年8月28日～2020年2月27日	8.8

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	2015年8月28日 ～2016年2月29日	2,812,921,315	596,037,153	2,216,884,162
第2特定期間	2016年3月1日 ～2016年8月29日	10,733,916	510,056,705	1,717,561,373
第3特定期間	2016年8月30日 ～2017年2月27日	4,451,058	307,140,510	1,414,871,921
第4特定期間	2017年2月28日 ～2017年8月28日	46,926,881	246,276,367	1,215,522,435
第5特定期間	2017年8月29日 ～2018年2月27日	6,757,397	386,160,485	836,119,347
第6特定期間	2018年2月28日 ～2018年8月27日	6,556,244	101,439,208	741,236,383
第7特定期間	2018年8月28日 ～2019年2月27日	1,455,036	73,116,920	669,574,499
第8特定期間	2019年2月28日 ～2019年8月27日	1,967,027	33,460,913	638,080,613
第9特定期間	2019年8月28日 ～2020年2月27日	2,687,667	53,854,871	586,913,409

（注）第1特定期間の設定口数は、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定および解約の実績はございません。

（参考）

ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・マザーファンド

以下は、2020年3末日現在の運用状況であります。
また、投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。
投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	382,758,040	78.24
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	106,463,674	21.76
合　　計（純資産総額）		489,221,714	100.00

（注）信用取引により売り建てている株式（日本）の時価合計は55,336,200円、投資比率は11.31%です。

その他の資産の投資状況

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄明細（上位30銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
日本	株式	ダイビル	不動産業	12,000	1,019.00	12,228,000	892	10,704,000	2.19
日本	株式	アンビスホールディングス	サービス業	1,800	2,690.08	4,842,153	3,745	6,741,000	1.38
日本	株式	メニコン	精密機器	1,300	4,397.80	5,717,148	4,825	6,272,500	1.28
日本	株式	東映アニメーション	情報・通信業	1,200	4,805.80	5,766,961	5,050	6,060,000	1.24
日本	株式	ＳＢテクノロジー	情報・通信業	2,800	2,008.10	5,622,680	2,130	5,964,000	1.22
日本	株式	ＳＨＩＦＴ	情報・通信業	800	6,916.31	5,533,053	7,020	5,616,000	1.15
日本	株式	オプティム	情報・通信業	2,800	1,616.79	4,527,029	2,003	5,608,400	1.15
日本	株式	Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	情報・通信業	4,000	1,365.85	5,463,400	1,390	5,560,000	1.14
日本	株式	アンリツ	電気機器	2,700	2,073.64	5,598,841	2,006	5,416,200	1.11
日本	株式	ＭＣＪ	電気機器	9,000	581.82	5,236,410	598	5,382,000	1.10
日本	株式	サーバーワークス	情報・通信業	400	12,625.95	5,050,382	13,060	5,224,000	1.07

日本	株式	テルモ	精密機器	1,400	3,293.63	4,611,093	3,720	5,208,000	1.06
日本	株式	コスモス薬品	小売業	200	21,999.17	4,399,834	25,780	5,156,000	1.05
日本	株式	プレステージ・インターナショナル	サービス業	6,200	829.74	5,144,419	829	5,139,800	1.05
日本	株式	ソニー	電気機器	800	6,857.36	5,485,888	6,421	5,136,800	1.05
日本	株式	リコーリース	その他金融業	1,800	3,170.00	5,706,000	2,843	5,117,400	1.05
日本	株式	ＪＴＯＷＥＲ	情報・通信業	1,500	3,911.21	5,866,824	3,320	4,980,000	1.02
日本	株式	エレコム	電気機器	1,300	3,747.87	4,872,241	3,765	4,894,500	1.00
日本	株式	協和エクシオ	建設業	2,000	2,707.07	5,414,140	2,406	4,812,000	0.98
日本	株式	ジンズホールディングス	小売業	800	6,268.88	5,015,104	5,930	4,744,000	0.97
日本	株式	Ａｍａｚｉａ	情報・通信業	1,200	3,337.85	4,005,422	3,910	4,692,000	0.96
日本	株式	タツモ	機械	4,400	1,044.90	4,597,577	1,049	4,615,600	0.94
日本	株式	ＳＭＣ	機械	100	49,784.70	4,978,470	45,750	4,575,000	0.94
日本	株式	ソニーフィナンシャルホールディングス	保険業	2,500	2,403.35	6,008,379	1,827	4,567,500	0.93
日本	株式	ＣＫＤ	機械	3,000	1,342.70	4,028,113	1,480	4,440,000	0.91
日本	株式	村田製作所	電気機器	800	6,620.02	5,296,017	5,472	4,377,600	0.89
日本	株式	メディアドゥホールディングス	情報・通信業	1,400	3,320.02	4,648,032	3,025	4,235,000	0.87
日本	株式	ジャックス	その他金融業	2,300	2,182.19	5,019,058	1,834	4,218,200	0.86
日本	株式	ＴＤＫ	電気機器	500	8,870.67	4,435,335	8,380	4,190,000	0.86
日本	株式	任天堂	その他製品	100	40,474.47	4,047,447	41,610	4,161,000	0.85

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率（%）

株式	国内	情報・通信業	18.68
		電気機器	13.21
		サービス業	8.34
		機械	7.11
		小売業	5.20
		不動産業	3.95
		精密機器	3.85
		医薬品	3.16
		その他金融業	2.36
		建設業	2.34
		化学	2.00
		保険業	1.67
		食料品	1.51
		卸売業	1.18
		その他製品	1.17
		輸送用機器	0.99
		金属製品	0.54
		電気・ガス業	0.49
		繊維製品	0.45
		倉庫・運輸関連業	0.06
		小計	78.24
合計			78.24

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

国/地域	資産の種類	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	簿価金額（円）	時価金額（円）	投資比率（%）
日本	株価指数先物取引（売）	大阪取引所	日経225先物	売建	2	37,337,800	37,840,000	7.73

（注）先物取引については、個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。

（参考情報）

運用実績

人知を超え、近未来を予測する。

データ基準日：2020年3月末現在

基準価額・純資産の推移

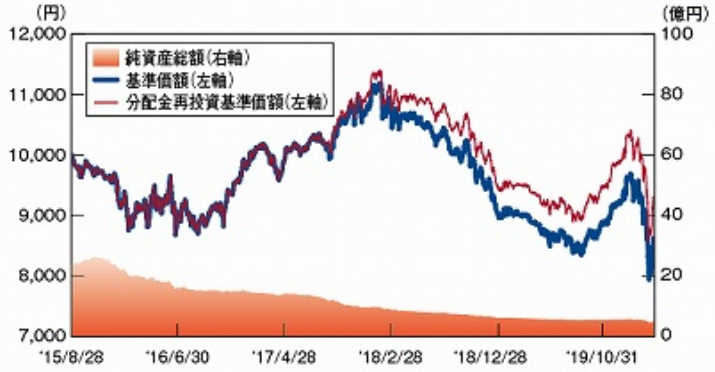

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しております。

基準価額および純資産総額

基準価額(1万口当たり)	8,597円
純資産総額	494百万円

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移

決算期	分配金
第14期(2019年2月27日)	50円
第15期(2019年5月27日)	50円
第16期(2019年8月27日)	50円
第17期(2019年11月27日)	50円
第18期(2020年2月27日)	50円
直近1年間累計	200円
設定来累計	750円

※分配金は、1万口当たり税引前の金額です。
※分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

◆資産構成比率

組入資産	比率(%)
マザーファンド	98.9
現金その他	1.1

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
※比率は小数点第2位を四捨五入しております。

◆ロング・ショート比率

	比率(%)
ロング	78.24
ショート	19.04

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
※ロングは株式現物株買いの時価評価となります。
※ショートは、信用売りの時価評価となります。
※比率は小数点第2位未満を四捨五入しております。

◆組入上位10業種(ロング)

順位	業種	比率(%)
1	情報・通信業	18.68
2	電気機器	13.21
3	サービス業	8.34
4	機械	7.11
5	小売業	5.20
6	不動産業	3.95
7	精密機器	3.85
8	医薬品	3.16
9	その他金融業	2.36
10	建設業	2.34

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
※比率は小数点第2位未満を四捨五入しております。

◆組入上位10銘柄(ロング)

順位	銘柄名	業種	比率(%)
1	ダイビル	不動産業	2.19
2	アンビスホールディングス	サービス業	1.38
3	メニコン	精密機器	1.28
4	東映アニメーション	情報・通信業	1.24
5	SBテクノロジー	情報・通信業	1.22
6	オプティム	情報・通信業	1.15
7	SHIFT	情報・通信業	1.15
8	Ubicomホールディングス	情報・通信業	1.14
9	アンリツ	電気機器	1.11
10	MCJ	電気機器	1.10

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
※比率は小数点第2位未満を四捨五入しております。

年間収益率の推移(暦年ベース)

※当ファンドにはベンチマークはありません。
※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※2015年は設定日(2015年8月28日)から年末までの騰落率を、2020年は年初から3月末までの騰落率を、それぞれ表しています。
※比率は小数点第2位を四捨五入しております。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第２ 【管理及び運営】

１ 【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(6) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜ファイブスター投信投資顧問株式会社　お客様デスク＞
電 話 番 号：０３－３５５３－８７１１
受 付 時 間：委託会社の営業日の午前９時～午後５時まで
ホームページアドレス：http://www.fivestar-am.co.jp/

(7) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(8) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

2 【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（１億口または１億円以上の解約は、正午まで）を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約価額

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜ファイブスター投信投資顧問株式会社　お客様デスク＞
電 話 番 号：０３－３５５３－８７１１
受 付 時 間：委託会社の営業日の午前９時～午後５時まで
ホームページアドレス：http://www.fivestar-am.co.jp/

(5) 手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(6) 解約単位

1口または1円単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

(8) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

＜基準価額算出の流れ＞

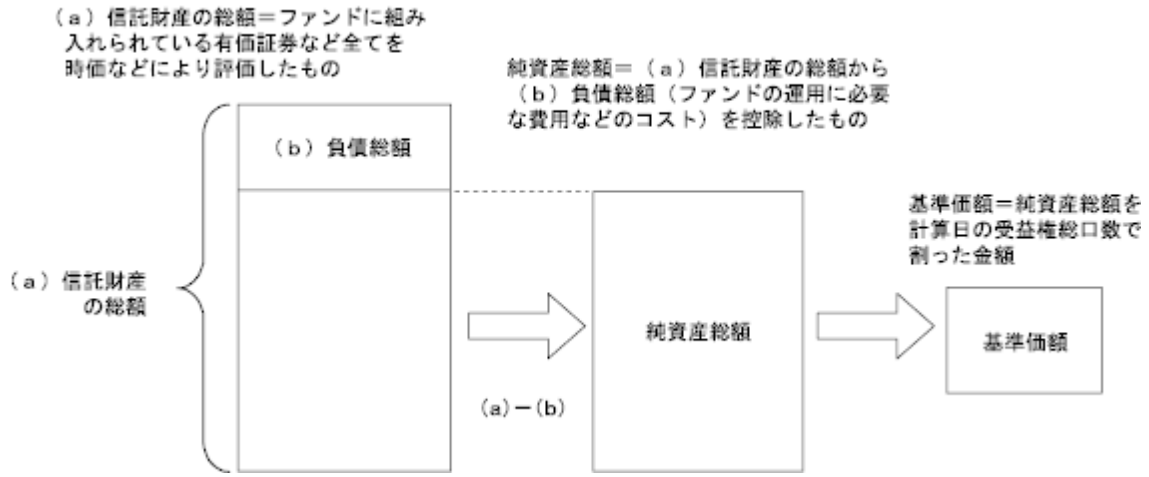

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンドの受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜ファイブスター投信投資顧問株式会社　お客様デスク＞
電 話 番 号：０３－３５５３－８７１１
受 付 時 間：委託会社の営業日の午前９時～午後５時まで
ホームページアドレス：http://www.fivestar-am.co.jp/

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2025年8月27日までとします（2015年8月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意の上、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年2月28日から5月27日まで、5月28日から8月27日まで、8月28日から11月27日まで、11月28日から翌年2月27日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日の場合、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

2）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除く併合（以下、「重大な約款変更等」といいます。）については、書面決議を行ないます。

３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④　書面決議

１）繰上償還、重大な約款変更等に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

４）繰上償還、重大な約款変更等に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

⑤　公告

公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.fivestar-am.co.jp

なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

⑥　運用報告書の作成

１）委託会社は、年２回（2月、8月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

２）委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

３）前２）の規定に係らず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

⑦　関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

４ 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・「分配金受取コース」における収益分配金は、税金を差し引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

・「分配金再投資コース」における収益分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

・償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社が指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３ 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第１項の規定に基づき、第9特定期間（2019年8月28日から2020年2月27日まで）の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第8特定期間 (2019年8月27日現在)	第9特定期間 (2020年2月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	15,974,825	15,403,465
親投資信託受益証券	528,068,036	522,216,578
流動資産合計	544,042,861	537,620,043
資産合計	544,042,861	537,620,043
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,190,403	2,934,567
未払解約金	766,481	299
未払受託者報酬	105,474	107,848
未払委託者報酬	2,682,103	2,742,410
その他未払費用	1,261,025	1,239,300
流動負債合計	8,005,486	7,024,424
負債合計	8,005,486	7,024,424
純資産の部		
元本等		
元本	638,080,613	586,913,409
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△102,043,238	△56,317,790
(分配準備積立金)	33,097,102	26,788,980
元本等合計	536,037,375	530,595,619
純資産合計	536,037,375	530,595,619
負債純資産合計	544,042,861	537,620,043

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第8特定期間 自 2019年2月28日 至 2019年8月27日	第9特定期間 自 2019年8月28日 至 2020年2月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	△25,912,283	54,648,542
営業収益合計	△25,912,283	54,648,542
営業費用		
受託者報酬	213,611	212,908
委託者報酬	5,431,893	5,413,949
その他費用	2,485,758	2,482,297
営業費用合計	8,131,262	8,109,154
営業利益又は営業損失(△)	△34,043,545	46,539,388
経常利益又は経常損失(△)	△34,043,545	46,539,388
当期純利益又は当期純損失(△)	△34,043,545	46,539,388
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△393,129	1,289,687
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△65,546,271	△102,043,238
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,830,134	6,688,674
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,830,134	6,688,674
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	231,179	220,510
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	231,179	220,510
分配金	6,445,506	5,992,417
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△102,043,238	△56,317,790

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、2019年8月28日から2020年2月27日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第8特定期間 2019年8月27日現在	第9特定期間 2020年2月27日現在
1.期首元本額	669,574,499円	638,080,613円
期中追加設定元本額	1,967,027円	2,687,667円
期中一部解約元本額	33,460,913円	53,854,871円
2.元本の欠損	102,043,238円	56,317,790円
3.特定期間末日における受益権の総数	638,080,613口	586,913,409口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第8特定期間 自　2019年2月28日 至　2019年8月27日	第9特定期間 自　2019年8月28日 至　2020年2月27日
分配金の計算過程	（自　2019年2月28日 至　2019年5月27日）	（自　2019年8月28日 至　2019年11月27日）
A 費用控除後の配当等収益額	－円	2,347,349円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
C 収益調整金額	1,382,440円	1,389,458円
D 分配準備積立金額	40,287,004円	31,713,452円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	41,669,444円	35,450,259円
F 当ファンドの期末残存口数	651,020,743口	611,570,045口
G 1万口当たり収益分配対象額（E/F×10,000）	640.06円	579.65円
H 1万口当たり分配金額	50円	50円
I 収益分配金金額（F×H/10,000）	3,255,103円	3,057,850円
	（自　2019年5月28日 至　2019年8月27日）	（自　2019年11月28日 至　2020年2月27日）
A 費用控除後の配当等収益額	－円	－円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円

C 収益調整金額	1,397,210円	1,418,982円
D 分配準備積立金額	36,287,505円	29,723,547円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	37,684,715円	31,142,529円
F 当ファンドの期末残存口数	638,080,613口	586,913,409口
G 1万口当たり収益分配対象額（E/F×10,000）	590.59円	530.61円
H 1万口当たり分配金額	50円	50円
I 収益分配金金額（F×H/10,000）	3,190,403円	2,934,567円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	第8特定期間 自　2019年2月28日 至　2019年8月27日	第9特定期間 自　2019年8月28日 至　2020年2月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、売買目的有価証券のほか、金銭信託等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。当該有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。当該金融商品は性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。また、銘柄選定方法に関するリスクに晒されています。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署において信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のモニタリングを行いコンプライアンス委員会において評価しております。信託財産全体としてのリスク管理を、金融商品、リスクの種類ごとに行っております。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

区分	第8特定期間 2019年8月27日現在	第9特定期間 2020年2月27日現在

1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	（1）有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （2）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （3）上記以外の金銭信託等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券 同左 （2）デリバティブ取引 同左 （3）上記以外の金銭信託等の金銭債権及び金銭債務 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第8特定期間 2019年8月27日現在	第9特定期間 2020年2月27日現在
	最終の計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△10,513,241	△655,170
合計	△10,513,241	△655,170

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	第8特定期間 2019年8月27日現在	第9特定期間 2020年2月27日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.8401円 （8,401円）	0.9040円 （9,040円）

（4）【附属明細表】

第1　有価証券明細表

2020年2月27日現在

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・マザーファンド	467,977,936	522,216,578	
合計		467,977,936	522,216,578	

（注）券面総額欄の数値は証券数を表示しております。

第2　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。ただし、以下に記載した情報は監査の対象外です。

「ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	(2019年 8月27日現在)	(2020年 2月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	85,331,470	54,181,072
株式	352,654,300	374,477,260
ﾌﾟｯﾄ･ｵﾌﾟｼｮﾝ(買)	-	5,430,000
派生商品評価勘定	-	418,680
未収入金	2,342,468	39,209,408
信用取引預け金	34,191,437	57,548,651
未収配当金	280,050	571,490
差入保証金	95,000,000	50,000,000
流動資産合計	569,799,725	581,836,561
資産合計	569,799,725	581,836,561
負債の部		
流動負債		
信用売証券	32,029,800	47,686,350
未払金	9,466,746	11,468,418
前受金	-	222,000
その他未払費用	227,075	239,424
流動負債合計	41,723,621	59,616,192
負債合計	41,723,621	59,616,192
純資産の部		
元本等		
元本	523,046,787	467,977,936
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	5,029,317	54,242,433
元本等合計	528,076,104	522,220,369
純資産合計	528,076,104	522,220,369
負債純資産合計	569,799,725	581,836,561

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	**（1）株式** **移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。** **（2）信用売証券** **個別法に基づき、時価評価しております。時価評価に当たっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する最終相場によっております。**
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	**（1）先物取引** **個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。** **（2）オプション取引** **個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。**
3.収益及び費用の計上基準	**（1）受取配当金** **受取配当金は、原則として株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、または予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。** **（2）有価証券売買等損益** **約定日基準で計上しております。** **（3）派生商品取引等損益** **約定日基準で計上しております。**

（貸借対照表に関する注記）

区分	2019年8月27日現在	2020年2月27日現在
1.期首	2019年2月28日	2019年8月28日
期首元本額	560,737,891円	523,046,787円
期首より計算期間末日までの追加設定元本額	－円	－円
期首より計算期間末日までの一部解約元本額	37,691,104円	55,068,851円
計算期間末日における元本の内訳※		
ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・ファンド	523,046,787円	467,977,936円
2.担保資産		
信用取引に係る差入保証金代用有価証券		
株式	38,822,400円	40,593,600円
株式先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券		
株式	3,714,000円	4,233,600円
3.元本の欠損	－円	－円
4.受益権の総数	523,046,787口	467,977,936口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区分	自　2019年2月28日 至　2019年8月27日	自　2019年8月28日 至　2020年2月27日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、すべて売買目的で保有しております。また、金銭信託等の金銭債権及び金銭債務を保有しております。主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。これらは、性質に応じてそれぞれ金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署において信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のモニタリングを行いコンプライアンス委員会において評価しております。信託財産全体としてのリスク管理を、金融商品、リスクの種類ごとに行っております。	同左

II　金融商品の時価等に関する事項

区分	2019年8月27日現在	2020年2月27日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）「デリバティブの評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左

	（3）上記以外の金銭信託等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	（3）上記以外の金銭信託等の金銭債権及び金銭債務 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

2019年8月27日現在

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△2,950,587
信用売証券	2,161,637
合計	△788,950

2020年2月27日現在

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,192,229
信用売証券	8,448,538
合計	11,640,767

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

（2019年8月27日現在）

該当事項はありません。

（2020年2月27日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	4,908,000	－	4,488,000	420,000
	株価指数先物オプション取引				
	買建				
	プット	213,000,000 (1,986,000)	－	5,430,000	3,444,000
合計		6,894,000	－	9,918,000	3,864,000

（注1）株価指数先物取引

1.ヘッジ会計を適用しておりません。

2.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

3.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

なお、その金額自体はデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

4.契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

5.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（注2）株価指数先物オプション取引

1.ヘッジ会計を適用しておりません。

2.時価の算定方法

オプション取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

3.オプション取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

なお、その金額自体はデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

4.契約額等のうち、（ ）内はオプション料であります。

5.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	2019年8月27日現在	2020年2月27日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0096円 （10,096円）	1.1159円 （11,159円）

（3）附属明細表

第1　有価証券明細表

2020年2月27日現在

(1)株式

（単位：円）

銘柄	株式数(株)	評価単価	評価金額	備考
ミライト・ホールディングス	1,000	1,465	1,465,000	
コムシスホールディングス	900	2,713	2,441,700	
協和エクシオ	2,000	2,441	4,882,000	
日本M&Aセンター	1,500	3,380	5,070,000	
メンバーズ	800	1,412	1,129,600	
シイエム・シイ	2,000	1,870	3,740,000	
カカクコム	500	2,436	1,218,000	
ギグワークス	800	1,530	1,224,000	
ベネフィット・ワン	1,900	1,742	3,309,800	
エムスリー	1,000	2,895	2,895,000	
エスプール	4,600	712	3,275,200	
バリューコマース	700	2,134	1,493,800	
ニチレイ	1,000	2,787	2,787,000	
日清食品ホールディングス	200	8,620	1,724,000	
ジンズホールディングス	800	6,920	5,536,000	
ラクト・ジャパン	600	3,640	2,184,000	
ウエルシアホールディングス	400	6,350	2,540,000	
野村不動産ホールディングス	1,000	2,450	2,450,000	
シップヘルスケアホールディングス	400	4,520	1,808,000	
バロックジャパンリミテッド	3,000	844	2,532,000	
リネットジャパングループ	2,000	501	1,002,000	
パピレス	1,000	1,918	1,918,000	
エムアップ	800	2,395	1,916,000	
メディアドゥホールディングス	1,800	3,060	5,508,000	
オプティム	2,100	4,110	8,631,000	
セレス	2,000	1,150	2,300,000	
ＳＨＩＦＴ	400	6,770	2,708,000	
Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	4,000	1,162	4,648,000	
カナミックネットワーク	2,700	616	1,663,200	

信越化学工業	200	12,930	2,586,000	
協和キリン	1,400	2,605	3,647,000	
東京応化工業	400	4,110	1,644,000	
アズジェント	400	1,667	666,800	
サイバネットシステム	2,500	701	1,752,500	
ケネディクス	2,800	627	1,755,600	代用有価証券で 2,800株 担保差入
扶桑化学工業	500	3,085	1,542,500	
ＨＥＲＯＺ	200	4,495	899,000	
メルカリ	1,800	2,388	4,298,400	
ＺＵＵ	400	3,025	1,210,000	
エクスモーション	500	1,622	811,000	
Ａｍａｚｉａ	500	9,800	4,900,000	代用有価証券で 500株 担保差入
スマレジ	600	3,950	2,370,000	
サーバーワークス	200	12,910	2,582,000	
カオナビ	200	3,100	620,000	
ｇｏｏｄｄａｙｓホールディングス	600	1,374	824,400	
ＨＥＮＮＧＥ	700	2,986	2,090,200	
マクアケ	600	3,845	2,307,000	
メドレー	700	1,705	1,193,500	
ＪＭＤＣ	1,100	4,670	5,137,000	
ＪＴＯＷＥＲ	1,600	4,045	6,472,000	
ＡＩ　ｉｎｓｉｄｅ	200	19,390	3,878,000	代用有価証券で 300株 担保差入
参天製薬	600	1,822	1,093,200	
テルモ	700	3,557	2,489,900	
日水製薬	2,500	1,251	3,127,500	
ペプチドリーム	600	4,480	2,688,000	
ＳＢテクノロジー	2,800	2,197	6,151,600	
伊藤忠テクノソリューションズ	400	3,150	1,260,000	
東京個別指導学院	1,800	587	1,056,600	
東映アニメーション	1,200	4,525	5,430,000	代用有価証券で 1,200株 担保差入
メック	1,500	1,347	2,020,500	
日本高純度化学	300	2,627	788,100	
横河ブリッジホールディングス	1,200	2,011	2,413,200	
ＬＩＸＩＬグループ	200	1,737	347,400	
アイ・アールジャパンホールディングス	200	6,990	1,398,000	
日本動物高度医療センター	1,200	1,958	2,349,600	
M&Aキャピタルパートナーズ	1,000	3,280	3,280,000	
オークマ	300	4,720	1,416,000	
東芝機械	700	3,015	2,110,500	
ＦＵＪＩ	3,500	1,812	6,342,000	
鎌倉新書	600	1,472	883,200	

アトラエ	700	2,535	1,774,500	
自律制御システム研究所	2,500	3,115	7,787,500	
オプトラン	700	3,050	2,135,000	
平田機工	300	5,260	1,578,000	
タツモ	7,200	1,183	8,517,600	
ＳＭＣ	100	45,270	4,527,000	
ローツェ	1,500	3,550	5,325,000	
ハーモニック・ドライブ・システムズ	100	4,715	471,500	
クボタ	200	1,549	309,800	
ダイフク	300	6,610	1,983,000	
ホシザキ	200	9,490	1,898,000	
グレイステクノロジー	200	3,035	607,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	3,000	2,057	6,171,000	
ｇｌｏｂａｌ　ｂｒｉｄｇｅ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	300	2,145	643,500	
みらいワークス	600	2,602	1,561,200	
大崎電気工業	4,300	565	2,429,500	
テックポイント・インク　ＪＤＲ	7,000	609	4,263,000	
日本電気	900	4,330	3,897,000	
アンリツ	2,700	1,850	4,995,000	代用有価証券で 1,500株 担保差入
ソニー	700	6,877	4,813,900	
ＴＤＫ	200	10,890	2,178,000	
アルチザネットワークス	2,000	1,141	2,282,000	
ヨコオ	800	2,613	2,090,400	
デンソー	500	4,302	2,151,000	
アバールデータ	400	2,376	950,400	
レーザーテック	500	5,180	2,590,000	
大真空	1,500	1,757	2,635,500	
村田製作所	800	6,010	4,808,000	代用有価証券で 800株 担保差入
指月電機製作所	2,000	587	1,174,000	
アルー	1,000	774	774,000	
サイバー・バズ	400	4,820	1,928,000	
アンビスホールディングス	900	7,330	6,597,000	
ジモティー	100	1,675	167,500	
Ｋｉｄｓ　Ｓｍｉｌｅ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	200	2,260	452,000	
きずなホールディングス	200	2,320	464,000	
トヨタ自動車	390	7,384	2,879,760	
ノジマ	300	1,963	588,900	
ネットワンシステムズ	1,200	2,308	2,769,600	
ノーリツ鋼機	2,400	1,381	3,314,400	

メニコン	900	4,515	4,063,500	
バンダイナムコホールディングス	200	5,650	1,130,000	
任天堂	100	38,190	3,819,000	
東京エレクトロン	100	23,630	2,363,000	
日本ユニシス	400	3,460	1,384,000	
芙蓉総合リース	400	6,350	2,540,000	
リコーリース	1,800	3,840	6,912,000	
アコム	5,000	463	2,315,000	
ジャックス	2,300	2,231	5,131,300	
オリエントコーポレーション	16,000	142	2,272,000	
日立キャピタル	1,000	2,893	2,893,000	
アニコム　ホールディングス	1,000	3,550	3,550,000	
ソニーフィナンシャルホールディングス	2,000	2,251	4,502,000	
ダイビル	12,000	1,259	15,108,000	代用有価証券で 12,000株 担保差入
京阪神ビルディング	3,000	1,397	4,191,000	
リログループ	1,000	2,470	2,470,000	
日本電信電話	1,800	2,685.5	4,833,900	
GMOインターネット	1,000	1,858	1,858,000	
レノバ	5,200	1,008	5,241,600	代用有価証券で 4,200株 担保差入
エヌ・ティ・ティ・データ	2,000	1,347	2,694,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	600	4,490	2,694,000	
カプコン	700	3,140	2,198,000	
合計	189,090		374,477,260	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2　信用取引契約残高明細表

2020年2月27日現在

銘柄名	売建株数（株）	評価額（円）	備考
東建コーポレーション	300	2,376,000	
日揮ホールディングス	1,500	2,097,000	
博報堂ＤＹホールディングス	900	1,145,700	
すかいらーくホールディングス	2,400	4,084,800	
トリドールホールディングス	1,500	3,456,000	
スシローグローバルホールディングス	400	3,192,000	
電通グループ	1,400	4,146,800	
アイダエンジニアリング	2,600	2,171,000	
ＪＵＫＩ	2,400	1,776,000	
シチズン時計	5,000	2,230,000	
エイベックス	2,900	3,117,500	
ニフコ	700	1,883,700	
チヨダ	1,000	1,285,000	
ＡＯＫＩホールディングス	2,300	2,145,900	
青山商事	2,800	3,416,000	
イオン	2,300	4,773,650	
東京センチュリー	500	2,360,000	
ＡＮＡホールディングス	700	2,029,300	
合計	31,600	47,686,350	

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２ 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2020年3月31日現在）

項目	金額または口数
Ⅰ　資産総額	496,173,545　円
Ⅱ　負債総額	1,633,059　円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ-Ⅱ）	494,540,486　円
Ⅳ　発行済口数	575,238,482　口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8597　円

（参考）

ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・マザーファンド

（2020年3月31日現在）

項目	金額または口数
Ⅰ　資産総額	562,844,735　円
Ⅱ　負債総額	73,623,021　円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ-Ⅱ）	489,221,714　円
Ⅳ　発行済口数	460,118,768　口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0633　円

第４ 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第１ 【委託会社等の概況】

１ 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2020年3月末現在の委託会社の資本金の額：	2億1,175万円
発行可能株式総数：	20,000株
発行済株式総数：	5,780株
最近５年間における資本金の額の増減：	該当事項はございません。

(2) 委託会社等の機構

① 委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は３名以上、監査役は１名以上とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により、取締役会長及び取締役社長各１名を選定し、また必要に応じて副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができます。

② 組織図

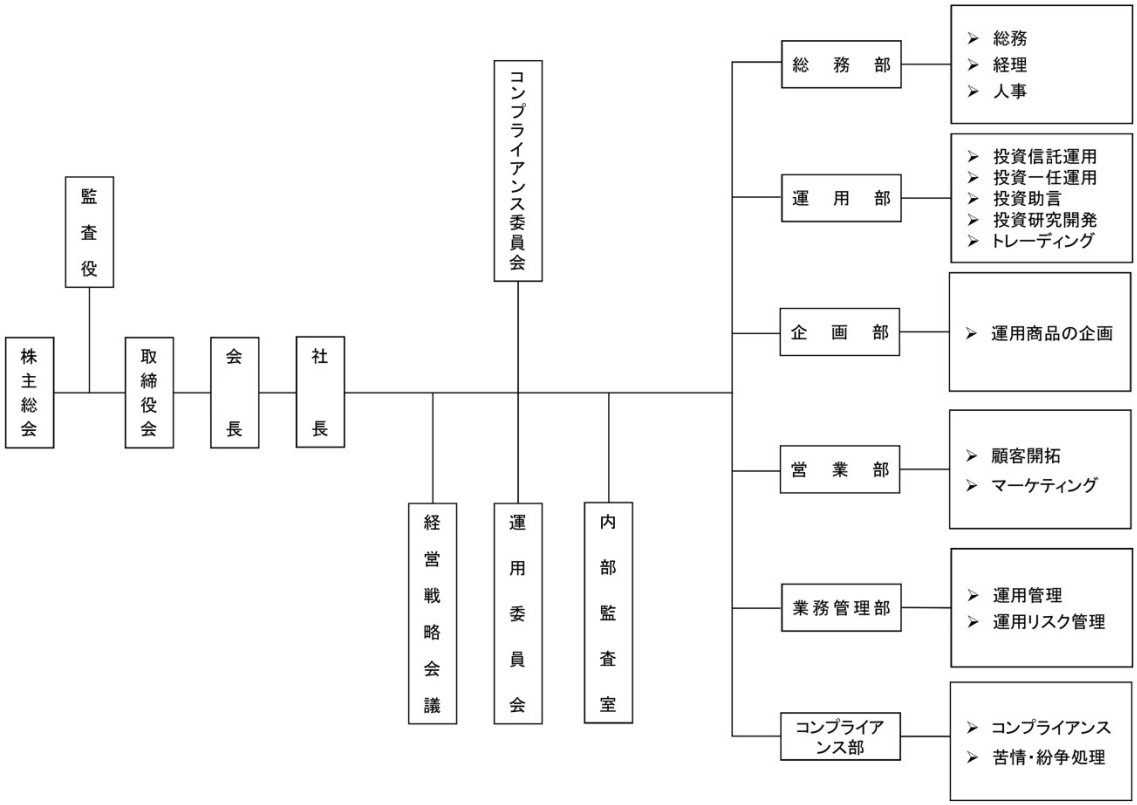

（2020年3月末現在）

③ 投資運用の意思決定機構

a. 運用部に所属するファンドマネジャーは国内外の経済環境や投資環境を分析し、その相場展望に基づく月次又は臨時の運用実施方針を作成します。

b. 「運用委員会」は運用部から提出された運用実施方針を「コンプライアンス委員会」より上程された運用リスク管理案や事故報告等を踏まえて総合的に審議し、月次の運用方針および各ファンドの運用計画を決定します。

c. 各ファンドマネジャーは定められた運用方針・運用計画に基づき、日々の資産配分・銘柄選択等を決定し、トレーダーに売買に関する指図をします。

d. 「コンプライアンス委員会」は、原則として月次で運用実績・パフォーマンスを分析評価し、必要に応じて運用リスク管理案等を「運用委員会」へ上程します。

e. 「運用委員会」は、常勤取締役、常勤監査役、運用部長、コンプライアンス部長、業務管理部長、その他代表取締役に指名された者で構成し、原則として月次で開催される他、必要に応じて臨時で開催されます。

（2020年3月末現在）

2 【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。

2020年3月末現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。

（親投資信託を除きます。）

種　類	本　数	純資産総額
追加型株式投資信託	25本	15,110,349,878 円
単位型株式投資信託	23本	8,407,230,194 円
合　計	48本	23,517,580,072 円

３ 【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるファイブスター投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸　表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表ならびに第11期中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 平成30年3月31日	当事業年度 平成31年3月31日
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	174,324	139,554
前払費用	1,422	3,639
未収運用受託報酬	10,466	9,309
未収投資助言報酬	4,769	1,679
未収委託者報酬	53,064	66,592
立替金	15,459	4,478
未収還付法人税等	—	6,128
1年内回収予定の役員に対する長期貸付金	1,200	1,064
その他	2	2
流動資産合計	260,708	232,448
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 1,498	※1 1,304
器具備品	※1 337	※1 942
その他	324	365
有形固定資産合計	2,160	2,612
無形固定資産		
ソフトウェア	4,125	2,647
無形固定資産合計	4,125	2,647
投資その他の資産		
投資有価証券	999	977
役員に対する長期貸付金	8,800	7,887
差入保証金	4,755	4,520
繰延税金資産	9,882	25,398
投資その他の資産合計	24,437	38,783
固定資産合計	30,723	44,043
資産合計	291,432	276,492
負債の部		
流動負債		
預り金	9,472	2,406
未払金	3,150	—
未払手数料	27,164	33,374
未払費用	18,442	10,779
未払法人税等	16,409	—
未払消費税等	4,405	2,629
賞与引当金	8,466	4,257
その他	17,410	9,318
流動負債合計	104,922	62,764
負債合計	104,922	62,764
純資産の部		
株主資本		
資本金	211,750	211,750
資本剰余金		
資本準備金	74,750	74,750
資本剰余金合計	74,750	74,750
利益剰余金		
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	△99,989	△72,749
利益剰余金合計	△99,989	△72,749
株主資本合計	186,510	213,750
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△22
評価・換算差額等合計	△0	△22
純資産合計	186,510	213,727
負債純資産合計	291,432	276,492

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成29年4月１日 至　平成30年3月31日）	当事業年度 （自　平成30年4月１日 至　平成31年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	258,245	126,997
投資助言報酬	17,096	10,454
委託者報酬	288,738	278,362
営業収益合計	564,081	415,815
営業費用		
支払手数料	142,958	137,123
広告宣伝費	308	1,949
調査費	64,362	45,388
調査費	20,261	34,143
委託調査費	44,101	11,244
営業雑経費	4,112	3,646
通信費	1,875	2,023
協会費	2,144	1,450
諸会費	92	171
営業費用合計	211,742	188,106
一般管理費		
給料	208,399	156,020
役員報酬	41,700	53,040
給与手当	119,132	91,496
役員賞与	17,880	―
賞与	21,221	7,227
賞与引当金繰入額	8,466	4,257
福利厚生費	12,928	15,115
交際費	1,034	2,957
旅費交通費	5,112	7,419
租税公課	4,827	3,122
不動産賃借料	7,663	7,195
固定資産減価償却費	2,183	2,636
諸経費	15,655	20,792
一般管理費合計	257,803	215,260
営業利益	94,535	12,448
営業外収益		
受取利息	1	153
その他	3	5
営業外収益合計	4	159
経常利益	94,539	12,607
特別損失		
投資事業整理損	※1　3,150	―
貸倒損失	1,944	―
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	5,095	0
税引前当期純利益	89,444	12,607
法人税、住民税及び事業税	15,465	883
法人税等調整額	△4,211	△15,515
法人税等合計	11,254	△14,631
当期純利益	78,190	27,239

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成29年4月１日　至　平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	211,750	74,750	74,750	△178,179	△178,179	108,320
当期変動額						
当期純利益				78,190	78,190	78,190
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	―	78,190	78,190	78,190
当期末残高	211,750	74,750	74,750	△99,989	△99,989	186,510

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	―	―	108,320
当期変動額			
当期純利益			78,190
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	78,190
当期末残高	△0	△0	186,510

当事業年度（自　平成30年4月１日　至　平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	211,750	74,750	74,750	△99,989	△99,989	186,510
当期変動額						
当期純利益				27,239	27,239	27,239
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	―	27,239	27,239	27,239
当期末残高	211,750	74,750	74,750	△72,749	△72,749	213,750

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	△0	186,510
当期変動額			
当期純利益			27,239
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△22	△22	△22
当期変動額合計	△22	△22	27,216
当期末残高	△22	△22	213,727

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	**８～15年**
器具備品	**４～10年**

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に変更し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「繰延税金資産」9,882千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に表示しております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （平成30年3月31日）	当事業年度 （平成31年3月31日）
建物	1,177千円	1,394千円
器具備品	2,214千円	811千円

（損益計算書関係）

前事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

※１　投資事業整理損

投信投資顧問業務の運営・管理に関するコンサルティング契約を整理したことにより、契約を解除した際に発生したものであります。

当事業年度（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,780	―	―	5,780

2．自己株式に関する事項

該当なし

3．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第２回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第３回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第４回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第５回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第６回新株予約権	―	―	―	―	―	―

（注）第５回及び第６回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4．配当に関する事項

該当なし

当事業年度（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,780	―	―	5,780

2．自己株式に関する事項

該当なし

3．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第２回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第３回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第４回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第５回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第６回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第７回新株予約権	―	―	―	―	―	―

（注）第６回及び第７回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4．配当に関する事項

該当なし

（リース取引関係）

前事業年度（自　平成29年4月1日至　平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成30年4月1日至　平成31年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金により、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。
また、当社設定私募投信の当初運用資金として、有価証券を取得しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資一任契約及び投資助言契約に基づき、契約資産額より受け入れる基本報酬額のうち、未収分を計上した金額であり、契約資産額は証券会社において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。
営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから、当社の債権としてのリスクは認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

資金運用の状況については、取締役会で定めた基準に従い、代表取締役社長が毎月の定例取締役会において報告をしております。
また市場における価格変動リスクについては、取締役会で定めた基準に従い、業務管理部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、重要であると判断した場合には臨時取締役会を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、総務部が作成した年度の資金計画を取締役会において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

前事業年度（平成30年3月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	174,324	174,324	—
(2) 未収運用受託報酬	10,466	10,466	—
(3) 未収投資助言報酬	4,769	4,769	—
(4) 未収委託者報酬	53,064	53,064	—
(5) 立替金	15,459	15,459	—
(6) 役員に対する長期貸付金（1年内回収予定を含む。）	10,000	10,002	2
(7) 投資有価証券			
その他有価証券	999	999	—
資産計	269,083	269,085	2
(1) 未払金	(3,150)	(3,150)	—
(2) 未払手数料	(27,164)	(27,164)	—
(3) 未払費用	(18,442)	(18,442)	—
負債計	(48,757)	(48,757)	—

（＊）負債に計上されているものは、（　）で示しています。

当事業年度（平成31年3月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	139,554	139,554	—
(2) 未収運用受託報酬	9,309	9,309	—
(3) 未収投資助言報酬	1,679	1,679	—
(4) 未収委託者報酬	66,592	66,592	—
(5) 立替金	4,478	4,478	—
(6) 役員に対する長期貸付金（1年内回収予定を含む。）	8,952	8,954	2
(7) 投資有価証券			
その他有価証券	977	977	—
資産計	231,543	231,545	2
(1) 未払手数料	(33,374)	(33,374)	—
(2) 未払費用	(10,779)	(10,779)	—
負債計	(44,154)	(44,154)	—

（＊）負債に計上されているものは、（　）で示しています。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

前事業年度（平成30年3月31日）

資産　(1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収委託者報酬、(5) 立替金
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿金額によっております。

(6)役員に対する長期貸付金（1年内回収予定を含む。）
元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(7)投資有価証券
証券投資信託の時価は、決算日における基準価額によっております。

負債　(1) 未払金、(2) 未払手数料、(3)未払費用
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成31年3月31日）

資産　(1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収委託者報酬、(5) 立替金
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿金額によっております。

(6)役員に対する長期貸付金（1年内回収予定を含む。）
元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(7)投資有価証券
証券投資信託の時価は、決算日における基準価額によっております。

負債　　(1) 未払手数料、(2)未払費用
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位:千円）

区分	前事業年度 （平成30年3月31日）	当事業年度 （平成31年3月31日）
(1) 差入保証金	4,755	4,520

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位:千円）

	１年内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	174,324	―	―	―
(2) 未収運用受託報酬	10,466	―	―	―
(3) 未収投資助言報酬	4,769	―	―	―
(4) 未収委託者報酬	53,064	―	―	―
(5) 立替金	15,459	―	―	―
(6) 役員に対する長期貸付金	1,200	4,207	4,592	―
合計	259,283	4,207	4,592	―

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位:千円）

	１年内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	139,554	―	―	―
(2) 未収運用受託報酬	9,309	―	―	―
(3) 未収投資助言報酬	1,679	―	―	―
(4) 未収委託者報酬	66,592	―	―	―
(5) 立替金	4,478	―	―	―
(6) 役員に対する長期貸付金	1,064	4,432	3,455	―
合計	222,678	4,432	3,455	―

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自　平成29年4月1日至　平成30年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	999	1,000	△0
	小計	999	1,000	△0
合計		999	1,000	△0

当事業年度（自　平成30年4月1日至　平成31年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	977	1,000	△22
	小計	977	1,000	△22
合計		977	1,000	△22

２．売却したその他有価証券

前期事業年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成31年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自　平成29年4月1日至　平成30年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成30年4月1日至　平成31年3月31日）
該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　平成29年4月1日至　平成30年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自　平成30年4月1日至　平成31年3月31日）
該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

1.　当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2.　ストック・オプションの内容、規模、変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　２名 当社従業員　４名	当社取締役　１名 当社従業員　４名	当社取締役　１名 当社従業員　６名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式240株	普通株式300株	普通株式300株
付与日	平成23年6月24日	平成25年7月25日	平成26年7月25日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自　平成23年5月31日 至　平成25年6月30日	自　平成25年6月27日 至　平成27年7月31日	自　平成26年6月27日 至　平成28年7月31日
権利行使期間	自　平成25年7月 1日 至　令和 3年5月31日	自　平成27年8月 1日 至　令和 5年6月30日	自　平成28年8月 1日 至　令和 6年6月30日

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　２名 当社監査役　２名 当社従業員　５名	当社取締役３名 当社従業員５名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株	普通株式500株
付与日	平成28年3月31日	平成29年6月9日
権利確定条件	(注)	(注)
対象勤務期間	自　平成28年3月31日 至　平成30年3月31日	自　平成29年6月9日 至　令和 元年6月9日
権利行使期間	自　平成30年4月 1日 至　令和 8年3月10日	自　令和元年6月10日 至　令和 9年6月 9日

(注)　① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①　ストック・オプションの数

	第２回 新株予約権	第３回 新株予約権	第４回 新株予約権	第５回 新株予約権	第６回 新株予約権
権利確定前（株）					
前事業年度末	―	―	―	500	―
付与	―	―	―	―	500
失効	―	―	―	―	―
権利確定	―	―	―	500	―
未確定残	―	―	―	―	500
権利確定後（株）					

前事業年度末	240	300	300	―	―
権利確定	―	―	―	500	―
権利行使	―	―	―	―	―
失効	―	―	―	―	―
未行使残	240	300	300	500	―

② 単価情報

	第２回 新株予約権	第３回 新株予約権	第４回 新株予約権	第５回 新株予約権	第６回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）	―	―	―	―	―

(3) 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5) ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計　　―円

②当事業年度において行使されたストック・オプションはありません。

当事業年度（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

1．当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模、変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　２名 当社従業員　４名	当社取締役　１名 当社従業員　４名	当社取締役　１名 当社従業員　６名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式240株	普通株式300株	普通株式300株
付与日	平成23年6月24日	平成25年7月25日	平成26年7月25日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自　平成23年5月31日 至　平成25年6月30日	自　平成25年6月27日 至　平成27年7月31日	自　平成26年6月27日 至　平成28年7月31日
権利行使期間	自　平成25年7月 1日 至　令和 3年5月31日	自　平成27年8月 1日 至　令和 5年6月30日	自　平成28年8月 1日 至　令和 6年6月30日

	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　２名 当社監査役　２名 当社従業員　５名	当社取締役３名 当社従業員５名	当社取締役３名 当社従業員５名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株	普通株式500株	普通株式500株
付与日	平成28年3月31日	平成29年6月9日	平成30年5月31日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自　平成28年3月31日 至　平成30年3月31日	自　平成29年6月9日 至　令和 元年6月9日	自　平成30年5月31日 至　令和 2年5月31日
権利行使期間	自　平成30年4月 1日 至　令和 8年3月10日	自　令和元年6月10日 至　令和 9年6月 9日	自　令和 2年6月 1日 至　令和10年5月15日

(注)　① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①　ストック・オプションの数

	第２回 新株予約権	第３回 新株予約権	第４回 新株予約権	第５回 新株予約権	第６回 新株予約権	第７回 新株予約権
権利確定前（株）						
前事業年度末	―	―	―	―	500	―
付与	―	―	―	―	―	500
失効	―	―	―	―	―	―
権利確定	―	―	―	―	―	―
未確定残	―	―	―	―	500	500
権利確定後（株）						
前事業年度末	240	300	300	500	―	―
権利確定	―	―	―	―	―	―

権利行使	―	―	―	―	―	―
失効	―	―	―	―	―	―
未行使残	240	300	300	500	―	―

② 単価情報

	第２回 新株予約権	第３回 新株予約権	第４回 新株予約権	第５回 新株予約権	第６回 新株予約権	第７回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）	―	―	―	―	―	―

(3) 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5) ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計　　―円

②当事業年度において行使されたストック・オプションはありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成30年3月31日）	当事業年度 （平成31年3月31日）
繰延税金資産		
未払事業税	1,424千円	-千円
賞与引当金	2,592	1,303
投資事業整理損	765	-
税務上の繰越欠損金(*2)	33,881	33,267
繰延税金資産小計	38,664	34,570
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	-	△9,172
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	-
評価性引当額小計(*1)	△28,781	△9,172
繰延税金資産合計	9,882	25,398
繰延税金資産（純額）	9,882	25,398

(*1)評価性引当額が19,609千円減少しています。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が19,609千円減少したことに伴うものです。
(*2)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(平成31年3月31日)

（単位：千円）

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	5,024	16,257	9,752	2,232	-	33,267
評価性引当額	-	-	△5,043	△4,129	-	-	△9,172
繰延税金資産	-	5,024	11,214	5,623	2,232	-	(b)24,094

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。
(b)税務上の欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
（調整）		
繰越欠損金の利用	△21.8	△4.9
評価性引当額の増減	△1.7	△148.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.4	7.2
税額控除	△1.4	-
住民税均等割額	0.3	2.3
その他	△0.2	△2.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.6	△116.1

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであり重要性に乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

前事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	合計
288,738	275,342	564,081

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

当事業年度（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	合計
278,362	137,452	415,815

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	168,311	-
TAIKI Japan Equity Long Short Fund	63,876	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	66,596	-
TAIKI Japan Equity Long Short Fund	45,701	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

１．関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主の子会社	日産証券株式会社（ユニコムグループホールディングス㈱の子会社）	東京都中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の販売	支払手数料（注）1	16,233	未払手数料	5,078

（注）①上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
②取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成30年4月1日至　平成31年3月31日）

１．関連当事者との取引
兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主の子会社	日産証券株式会社（ユニコムグループホールディングス㈱の子会社）	東京都中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の販売	支払手数料（注）1	22,314	未払手数料	8,337

（注）①上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
②取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　平成29年4月 1日 至　平成30年3月31日）	当事業年度 （自　平成30年4月 1日 至　平成31年3月31日）
１株当たり純資産額	32,268.29円	36,977.05円
１株当たり当期純利益金額	13,527.80円	4,712.67円

（注）①潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
②１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成29年4月 1日 至　平成30年3月31日）	当事業年度 （自　平成30年4月 1日 至　平成31年3月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	78,190	27,239
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	
普通株式に係る当期純利益（千円）	78,190	27,239
普通株式の期中平均株式数（株）	5,780	5,780

（重要な後発事象）

当社の役職員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について

当社は、平成30年6月15日開催の当社第９回定時株主総会の決議に基づき、令和元年5月15日付の取締役会において、当社の取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権を発行することを決議し、下記のとおり付与いたしました。

1. 新株予約権の名称　　ファイブスター投信投資顧問株式会社第8回新株予約権
2. 新株予約権の割当の対象者及び人数
   当社取締役　3名
   当社従業員　9名
3. 新株予約権の総数（個）　　500個
4. 新株予約権の割当日　　令和元年5月31日
5. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法
   新株予約権の目的である株式の種類及び数は、当社普通株式500株とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

   調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割･併合の比率

   また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
6. 新株予約権の払込金額
   無償
7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
   新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
   行使価額は、金50,000円とする。
   なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割･併合の比率}$$

   また、当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額}=\text{調整前行使価額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times\text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

   なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。
   さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
8. 新株予約権を行使することができる期間
   令和3年6月1日から令和11年5月15日までの間（以下「行使期間」という。）とする。但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。
9. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。
ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

中間財務諸表

①　中間貸借対照表

（単位：千円）

		当中間会計期間末 （2019年9月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		149,761
前払費用		1,161
未収運用受託報酬		9,385
未収投資助言報酬		1,304
未収委託者報酬		73,054
立替金		2,533
1年内回収予定の役員に対する長期貸付金		1,072
仮払金		300
その他		1
流動資産合計		238,576
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1	1,215
器具備品	*1	793
その他		476
有形固定資産合計		2,485
無形固定資産		
ソフトウェア		1,733
無形固定資産合計		1,733
投資その他の資産		
投資有価証券		991
役員に対する長期貸付金		7,349
繰延税金資産		24,808
差入保証金		4,520
投資その他の資産合計		37,670
固定資産合計		41,889
資産合計		280,465
負債の部		
流動負債		
預り金		2,945
未払手数料		35,557
未払費用		11,220
未払法人税等		2,182
未払消費税等		2,854
賞与引当金		2,138
その他		8,344
流動負債合計		65,243
負債合計		65,243
純資産の部		
株主資本		
資本金		211,750
資本剰余金		
資本準備金		74,750
資本剰余金合計		74,750
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△71,268
利益剰余金合計		△71,268
株主資本合計		215,231
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△8
評価・換算差額等合計		△8
純資産合計		215,222
負債・純資産合計		280,465

② 中間損益計算書

（単位：千円）

		当中間会計期間 （自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日）
営業収益		
運用受託報酬		56,170
投資助言報酬		3,158
委託者報酬		142,108
営業収益合計		201,437
営業費用		
支払手数料		68,125
広告宣伝費		73
調査費		20,489
委託調査費		2,511
調査費		17,977
営業雑経費		1,614
通信費		822
協会費		791
営業費用合計		90,302
一般管理費		
給料		85,419
役員報酬		27,448
給与手当		55,832
賞与引当金繰入額		2,138
福利厚生費		131
交際費		1,446
旅費交通費		3,434
租税公課		1,688
不動産賃借料		3,454
固定資産減価償却費	*1	1,332
諸経費		11,624
一般管理費合計		108,530
営業利益		2,603
営業外収益		134
経常利益		2,737
税引前中間純利益		2,737
法人税、住民税及び事業税		667
法人税等調整額		589
中間純利益		1,480

③　中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2019年4月1日　至　2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	211,750	74,750	74,750	△72,749	△72,749	213,750
当中間期変動額						
中間純利益				1,480	1,480	1,480
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	―	―	―	1,480	1,480	1,480
当中間期末残高	211,750	74,750	74,750	△71,268	△71,268	215,231

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△22	△22	213,727
当中間期変動額			
中間純利益			1,480
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	14	14	14
当中間期変動額合計	14	14	1,494
当中間期末残高	△8	△8	215,222

注記事項

重要な会計方針

項　　目	当中間会計期間 （ 自　2019年4月 1日　 至　2019年9月30日）
1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物　　8年～15年 器具備品　4年～10年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3.引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込み額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。
4.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （2019年9月30日）	
＊1　有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。	
建物	1,483千円
器具備品	960千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自　2019年4月 1日　至　2019年9月30日）	
＊1　固定資産の減価償却実施額は、次の通りであります。	
有形固定資産	418千円
無形固定資産	914千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　2019年4月1日　至　2019年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当中間会計期間末
普通株式（株）	5,780	―	―	5,780

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当中間会計期間末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
ストック・オプションとしての第２回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第３回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第４回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第５回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第６回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第７回新株予約権	―	―	―	―	―	―
ストック・オプションとしての第８回新株予約権	―	―	―	―	―	―

（注）第７回及び第８回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自2019年4月1日　至2019年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。((注2)参照)

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	149,761	149,761	―
(2) 未収運用受託報酬	9,385	9,385	―
(3) 未収投資助言報酬	1,304	1,304	―
(4) 未収委託者報酬	73,054	73,054	―
(5) 立替金	2,533	2,533	―
(6) 役員に対する長期貸付金（1年内回収予定を含む。）	8,422	8,422	0
(7)投資有価証券			
その他有価証券	991	991	―
資産計	245,453	245,453	0
(1) 未払手数料	(33,557)	(33,557)	―
(2) 未払費用	(11,220)	(11,220)	―
負債計	(46,778)	(46,778)	―

（＊）負債に計上されているものは、（　）で示しています。

(注１) 金融商品の時価の算定並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収委託者報酬、(5) 立替金
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)役員に対する長期貸付金（1年内回収予定を含む。）
元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(7)投資有価証券
証券投資信託の時価は、決算日における基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料および(2)未払費用
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
(1) 差入保証金	4,520

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（自2019年4月1日　至2019年9月30日）

１．その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	－	－	－
	その他	991	1,000	△8
	小計	991	1,000	△8
合計		991	1,000	△8

２．売却したその他有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション関係）

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．当中間会計期間（自2019年4月1日 至2019年9月30日）に付与したストック・オプションの内容

	第８回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　３名 当社従業員　９名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株
付与日	2019年5月31日
権利確定条件	（注）
対象勤務期間	自　2019年5月31日 至　2021年5月31日
権利行使期間	自　2021年6月 1日 至　2029年5月15日
権利行使価額（円）	50,000円
付与日における公正な評価単価（円）	―

(注) ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自　2019年4月1日　至　2019年9月30日）

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自　2019年4月1日　至　2019年9月30日）

1.製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	その他	合計
142,108	59,328	-	201,437

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	30,883	-
TAIKI Japan Equity Long Short Fund	22,153	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自　2019年4月1日　至　2019年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自　2019年4月1日　至　2019年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自　2019年4月1日　至　2019年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自　2019年4月　1日　至　2019年9月 30日）

1株当たり純資産額	37,235円75銭
1株当たり中間純利益金額	256円20銭

（注）1.潜在株式調整後1株あたり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2.当中間会計期間（自 2019年4月1日　至 2019年9月30日）における1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算書上の中間純利益	1,480千円
普通株式に係る中間純利益	1,480千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	5,780株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類（新株予約権の数2,840個）

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第２ 【その他の関係法人の概況】

１ 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称　　三井住友信託銀行株式会社
・資本金の額　　342,037百万円（2020年3月末日現在）
・事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称　　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
＊日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提に、2020年7月27日付でＪＴＣホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。
・資本金の額　　51,000百万円（2020年3月末現在）
・事業の内容　　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
・再信託の目的　　原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
今村証券株式会社	857百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
木村証券株式会社	500百万円	
共和証券株式会社	500百万円	
静岡東海証券株式会社	600百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
三田証券株式会社	500百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
リーディング証券株式会社	1,768百万円	
岡地証券株式会社	1,500百万円	

２ 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図、連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、再信託受託会社に委託しております。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、投資信託受益権の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

３ 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

日産証券株式会社の親会社である、ユニコムグループホールディングス株式会社は、委託会社の株式を17.30%保有しています。（2020年3月末現在）

第３ 【参考情報】

当該特定期間において提出された、当ファンドに係る金融商品取引法第25条第１項に掲げる書類は、以下の通り提出されています。

書類名	提出年月日
臨時報告書	2019年9月11日
有価証券届出書	2019年11月27日
有価証券報告書	2019年11月27日
臨時報告書	2019年12月11日

独立監査人の監査報告書

令和元年6月13日

ファイブスター投信投資顧問株式会社

取締役会　御中

イデア監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　立野　晴朗　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は令和元年5月15日開催の取締役会において、第8回新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年4月17日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会　御中

イデア監査法人
指定社員　公認会計士　立　野　晴　朗
業務執行社員　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・ファンドの2019年8月28日から2020年2月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＡＳＡＭＩＴＳＵデータセクション・ビッグデータ・ファンドの2020年2月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月4日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

イデア監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　立　野　晴　朗　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
　中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。